

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 2 1 年 6 月 2 9 日 (月 曜 日)

議事日程

平成 2 1 年 6 月 2 9 日 午前 9 時 3 0 分開議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 85 号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 86 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 87 号 大山町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 88 号 鳥取県町村退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 89 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について
- 日程第 6 議案第 92 号 町道路線の認定について (退休寺線)
- 日程第 7 議案第 93 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第 94 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 95 号 平成 21 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 96 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 97 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 98 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 99 号 平成 21 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 100 号 平成 21 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 101 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 18 陳情第 2 号 物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情
- 日程第 19 陳情第 3 号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いに関する陳情
- 日程第 20 陳情第 6 号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情
- 日程第 21 陳情第 4 号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情
- 日程第 22 陳情第 5 号 「農地法改正案」の廃棄を求める陳情
- 日程第 23 発議案第 4 号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第 24 議員派遣について

- 日程第 25 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 1 号）
日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
日程第 29 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
-

本日の会議に付した事件

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 85 号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 2 議案第 86 号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例について
日程第 3 議案第 87 号 大山町漁港管理条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第 88 号 鳥取県町村退職手当組合理約の変更について
日程第 5 議案第 89 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について
日程第 6 議案第 92 号 町道路線の認定について（退休寺線）
日程第 7 議案第 93 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 8 議案第 94 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 議案第 95 号 平成 21 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10 議案第 96 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11 議案第 97 号 平成 21 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
日程第 12 議案第 98 号 平成 21 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13 議案第 99 号 平成 21 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 議案第 100 号 平成 21 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 15 議案第 101 号 教育委員会委員の任命について
日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 17 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 18 陳情第 2 号 物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情
日程第 19 陳情第 3 号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いに関する陳情
日程第 20 陳情第 6 号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情
日程第 21 陳情第 4 号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情
日程第 22 陳情第 5 号 「農地法改正案」の廃棄を求める陳情
日程第 23 発議案第 4 号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求

める意見書の提出について

- 日程第 24 議員派遣について
日程第 25 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 1 号）
日程第 26 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
日程第 27 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
日程第 28 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
日程第 29 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕

- 日程第 30 発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置について
日程第 31 発議案第 6 号 地域自治組織調査特別委員会の設置について
日程第 32 発議案第 7 号 地域産業活性化調査特別委員会の設置について
日程第 33 議会改革調査特別委員会委員の選任について
日程第 34 地域自治組織調査特別委員会委員の選任について
日程第 35 地域産業活性化調査特別委員会委員の選任について
日程第 36 特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

追加議事日程〔第 1 号の追加 2〕

- 日程第 37 発議案第 8 号 「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議」
について

出席議員（19名）

1 番	竹 口 大 紀	2 番	米 本 隆 記
3 番	大 森 正 治	4 番	杉 谷 洋 一
5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
9 番	吉 原 美 智 恵	10 番	岩 井 美 保 子
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	椎 木 学	16 番	野 口 俊 明
17 番	鹿 島 功	18 番	西 山 富 三 郎
19 番	荒 松 廣 志		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照

書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森 田 増 範	副町長……………	
代表監査委員……………	松 本 正 博	教育委員長……………	伊 澤 百 子
教育長 ……………	山 根 浩	総務課長 ……………	田 中 豊
企画情報課長 ……………	野 間 一 成	住民生活課長……………	小 西 広 子
税務課長 ……………	中 田 豊 三	建設課長 ……………	押 村 彰 文
農林水産課長 ……………	池 本 義 親	水道課長 ……………	船 田 晴 夫
福祉保健課長 ……………	戸 野 隆 弘	人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋
観光商工課長 ……………	小 谷 正 寿	大山振興課長 ……………	福 留 弘 明
診療所事務局長……………	斎 藤 淳	地籍調査課長……………	種 田 順 治
教育次長……………	狩 野 実	社会教育課長 ……………	小 西 正 記
幼児教育課長 ……………	高 木 佐 奈 江	農業委員会事務局長…	高 見 晴 美
中山支所総合窓口課長…	山 下 一 郎	大山支所総合窓口課長…	麴 谷 昭 久

午前 9 時 3 0 分開会

開議宣告

○議長（荒松廣志君） おはようございます。6月定例会もいよいよ最終日でございます。本日は、議案の質疑・討論・採決まで行ないません。慎重なご審議よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 8 5 号

○議長（荒松廣志君） 日程第1、議案第85号 大山町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） この給与の特例に関する条例でですね、非常に給与を抑えられるということになっておりますが、こういうことを、これを執行した場合に、非常に県下でも低い金額になるじゃないかと思ったりします。低い方ですね、低い方から何番目くらいの、県下でですね、順番になるようなことになるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 県下で低い方からということについて、担当課長の方で分かれれば答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの野口議員のご質問に答弁したいと思いますが、正確に何番目ということは把握しておりませんが、西部では一番低く抑えられておりますのは、日野町さんでございます。わたしは今現在把握しているところでは、日吉津村さんぐらいでのレベルでの押さえということでございます。以上の答弁でよろしくお願ひしたいと思います。

○議員（5番 野口昌作君） はい、了解。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（荒松廣志君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 先日の一般質問で町長にお尋ねしましたけども、再度ですけども、あなたの選挙公約に前町長に対してね、退職金1,500万うんぬん、退職金を自分はもらわなければ、もらわなければって、制度上もらうため、これも変ですな、もらうのでそのつもりで給与を下げたということですね、具体的に。意味分かりますか。ちょっとわたしも。つまり、前町長の退職金をあなたは、選挙公約におかしいでないかとおっしゃいました。けども制度上に退職金をもらうことが、うたってあります。そのためにあなたは、制度であるので、退職金もらうんだと、けどその代わり報酬、給料を下げるんだということですね。確認です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 諸遊議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思いますが、おっしゃいます質問の内容、たぶんそのとおりでないかと思っておりますけれど、退職金組合、県の方ですけれども、こちらの方に条例等々が定められております。そちらの方の町村会の方に、尋ね条例改正ができるかということについて尋ねたところ、それはなかなか厳しい難しいものであるということ踏まえまして、それではできることは何かと、自分でできることは何かとということで、先般の質問の中にも答えさせていただきましたように退職金の減額に準ずる捉え方としてこの報酬減額ということに取り組みさせていただいたところでございます。たぶんおっしゃる趣旨のとおりだと思います。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（荒松廣志君） 2番 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 町長にちょっとお尋ねしたいんですけど、前町長も給与の減額、財政ということで職員さんの協力されて、給与返上されておりました

た。で、今回議案の中ではですね、20%とうたってありますけども、前町長も10%だったと思いますけれど、間違いなかったですかね、総務課長。10%でしたかいね、だったと思います。ま、職員の方々もそれだけ減額されておりました。て、いいますと、自主財源ということを一般質問でされたわけですけど、その中の答弁の中に、こういうことを検討するという話もありましたんで、そうしますとだいたい10%と20%のうち10%が別に退職金の部分で返上するというふうになるんですけども、その10%につきまして、金額的にはいくらになるんですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 金額の内容でございます。所管の担当課長の方で数字が分かれば答えさせていただきたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問でございますが、試算をしておりますけれども、町長個人で2割ということにいたしますとまるまる4年間ではございませんので、2割で約920万ぐらいです。ですから10%にしますとその半分ということで480万程度ということになります。ただ今回5月29日にですね、ボーナスのカットということもありましたので、その辺で若干違いはでてきております。以上であります。

○議員（2番 米本隆記君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第86号

○議長（荒松廣志君） 日程第2、議案第86号 大山町障害者通所・通院費助成金交付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（５番 野口昌作君） この改正案ですね、はぐっていただいて第３条の２項ですね、「自家用車等により、通所・通院したときは、公共的交通機関を利用した場合に準じて助成するものとする。」ということですね、自家用車で通院した時にもいわゆる汽車の料金というようなことの決めのようでございますけれども、これらについては自家用車ということであらうからにはですね、自家用車等による通所・通院した場合ということであらうからには、自家用車の料金というものを町長が定めるというような方法の方が妥当でないかという具合に思いますが、どうでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、詳細につきまして所管の担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 野口議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今回の改正では、従来は対象としておりませんでした、町内の方の公共交通機関を利用しての通院、通所等に交通費の半額を助成されるものであります。従来ですね、町外ではＪＲあるいはバス等を使われる場合が当然想定をされますので、そういう前提で公共交通機関ということに考えております。今回、町内もその対象としたわけですが、町内の場合は、このルートって言いますか、住居とその通所なり通院先、行かれる場合に、公共交通機関がないところも当然ございます。そういった場合も含めて、対象ということにいたしますと、すべての方ですね、自家用車の利用を対象としなければならないということですが、その辺があるいは、あ、その辺はちょっと無理だと思いますし、たまたまＪＲ、あるいはバス等の路線が経路にある場合とそうでない方によって、その扱いが分かれてくるということもまた逆に不平等になりますので、町内につきましては対象としないということでもらっています。以上です。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

○議員（５番 野口昌作君） いや。

〔「答弁漏れてる」という声あり〕

○議長（荒松廣志君） 答弁漏れがありますか。

○議員（５番 野口昌作君） ええ、答弁漏れでね、あの自家用車で通うから…

○議長（荒松廣志君） ちょっと答弁漏れを確認して。

○議員（５番 野口昌作君） 自家用車で通うから自家用車の料金ということをはっきりね、うたって、うたわれた方がいいでないかという考え方なんですけども。自家用車等により、通院通所したときはということですから、公共交通機関であれしたときは公共的交通機関を利用した、に準じてという、何ていうですか、自家用車

で出た場合ということをおっしゃいますから、自家用車の料金を町長が定めるという方法がいいでないかという考え方なんです。

○議長（荒松廣志君） 課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 公共交通機関の金額ではなしに自家用車用ということでもありますけども、まあ他の事業、他の通所の助成事業、例えば人工透析等にありますが、そういったものも、公共交通機関としております。それはですね、非常に行かれる先がたくさんあるわけですし、一つひとつの医療機関なり、作業所等を、の交通機関、あ、自家用車で行った場合の距離等を出すということになると思いますけれど、大変これは難しくなるというふうに考えておりますので、この事業だけでしたら対象はわりと少ないんですけど、まあ他のものもありますので、まあ合理的といいますか、一応公共交通機関の計算でさせていただきます。以上です。

○議員（5番 野口昌作君） 了解。

○議員（7番 近藤大介君） 議長 7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 改正案の、今若干説明がありました、3条の2項前段の部分について私もお尋ねをいたします。先ほど野口議員の指摘のように、自家用車で通所・通院した場合に、公共交通機関を利用した場合に、準じて助成するというごさいます、例えばJRの料金よりもバス利用の方が割高に出る傾向があるんじゃないかと思えます。例えば同じ町外の施設なりに通う場合に、ある地区の方は比較的歩いてはいけないけれども、比較的近くにバス路線があるとなるとバス路線の計算で交通費計算するんじゃないかと思うんです。そうすると、バス路線が全くない奥部の方の該当者は、最初に言った方よりも車での移動距離は長いことになるけれども、もらう交通費は少なくなるという逆転現象がおこりはしないかなと思ったりするんですが、そういうことは全くないかどうか、確認のためご答弁をお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 近藤議員さんの質問に答えさせていただきます。担当課長の方からと思えます。さまざまなケースがあるということについてどのような対応であるかということだと思います。所管の課長の方で答弁が、させていただきますのでよろしくをお願いします。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長 福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。いろいろと具体的なケースではそういうような不合理も起こりえるかとは思

ます。ただこの考え方としては、まあもっとも合理的な通常考えられる路線、その中でもっとも安い方法を使っていたと、まあ例えばJRとバス等が選択できればその中で安い方を使っていたということでもあります。近藤議員さんがおっしゃいましたバスのところが近くになくなって、自家用車で行かれる場合っていうのもあるとは思いますが、まあいろいろなケースが想定されますが、実際に公共交通機関を使われないという場合については、対象になかなかするのは制度上はなかなか難しいというふうに考えております。

○議員（7番 近藤大介君） 議長 7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） あの公共交通機関の料金に準じてというのは、昔から行政が使っていた手段でございまして、まあ一番事務的な手間が簡単で済むというところとある意味実態よりもたくさんお金が出るという部分で長く残っていた悪習ではないかなというふうに私思ったりするんですが、移動距離で単純に計算して、自家用車で通った場合は、何キロ以内なら幾らですよと、何キロから何キロまではいくらですよというふうな形の料金表を作って支給した方が合理的のようには思いますが、そういうことは難しいわけでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 近藤議員さんの再質問でございます。料金表ということなんだらうと思えますけれども、そういった事例等々について検討も含めて担当課長の方から答弁させていただきます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長 福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） この制度の元々の趣旨でありますけれども、自家用車で通われる場合、もちろんガソリン代等はおかかるわけですが、町内であれば、そんなにですね、大きな金額にならない。しかし毎日、毎日ではないとは思いますが、定期的にそういう通所あるいは通院に公共交通機関を使われるということになるとその都度ですね、かなりの金額になるということがありますので自家用車の場合は、対象とするということはその辺の実際の実費的なことでかなり差があると思えますので、この制度では公共交通機関利用した場合については、これはお教えしないといけないだろうということで制度を行っておりますので、全ての実費的なものをこの制度で拾っていくということではございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

○議員（7番 近藤大介君） 議長 7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 最後にこの通院費の助成を受ける対象になられる方ですね、交通機関を使って通われる方と、それから町外に自家用車で通われる方、

だいたい何対何ぐらいで比率が分かれるものか、見通しができますでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 通院関係対象者の割合ということでございます。所管の課長の方で分かりますれば答えをさせていただきたいと思えます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 利用者の人数ということでありますけれど、現在小規模作業所につきましては、町内の作業所だけありますので、実際に利用されているのが町内の作業所だけありますので、これについては該当者が2名ございます。それと精神通院でありますけれども、今町外で利用されている方は平成20年度は4人ございました。で、まあ今回町内を対象といたしますので、大山口診療所をご利用の方がこの対象になるかと思えますけれども、これについては私の方です、把握ができませんので、診療所等でのポスター掲示あるいは広報によりまして該当の方が今後申請をしていただくということになります。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 同じ項目ですけれども、ここの改正案の2つある分の後の方の分ですけれども、「ただし大山町内において自家用車等により通所・通院等を、行った場合には助成しないということは、結局は本人の負担になるというわけですよね。まあその改正によってね、町費の負担の支出度を軽くするという目的なのかなと思うんですけれども、じゃあどれくらい負担が、町費の負担が軽減されるんでしょうかね、まあだいたいのところいいんですが、現在の実態から見てですね。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に対してどれくらいの額になるかということでございますけれども、担当課の方で分かりますれば答えをさせていただきたいと思えます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） どれくらいの削減になるかという、どれくらいの試算になるかという、金額的なことでの質問かと思えますけれども、金額ではなしに、入数的なことでお答えさせていただきたいと思えます。精神通院につきましては、先ほど申しましたとおりでございます。で、小規模作業所につきましては、町内の小規模作業1箇所ございますけれども、現在登録人数が15人ぐらいであります。で、ただ登録をされておられますけれども、平均的な通所人数っていうものは、だいたい4人から6人ぐらいというふうに把握をしております。で、ただ毎日の通所という

のなかなか難しい方もおられますので、まあ今いいました平均、例えば5人だといたしますとその内の、ああ、15人の内の、登録人数15人の内のお二人が今回対象になりますと。で、それ以外の13人の方、13人の方が通所されてそれが平均4人～6人ぐらいということでありますので、その通所の実費をかけるということになります。ちょっとまあ、中山口、下市、御来屋、名和、大山、大山口駅をもしJRですと大山口駅を利用されるということになりますので、それぞれの方が最寄の自宅から駅を利用されずに直接車でいかれる場合、いろんな距離等があると思いますけども、それらを先ほど言いました人数でかけていくということになります。以上で答弁とさせていただきます

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はっきりした額が分からないので、今のような答弁かなと思いますけど、わたしの予想では、今人数言われましたけれど、それほど大きな金額ではないのかなというふうに思いますが、そういう把握でいいでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 金額のことにつきましては、また担当課の方からと思いますけれども、この改正の趣旨でございますけれども、確認にということで少し述べさせていただきますと、従来この大山町以外に住所を有するものという改正前の案件につきまして、特に合併をいたしましてから、中山、名和、大山という広域の広いエリアの中での大山町という行政範囲になりました。実際に中山の方から大山の方に例えば来られて移動される場合に、かなりこれまでの改正前でありまして、それが対象外になっているという状況がございまして、そういったことを是非とも改正をして、少しでも障害者の方等への助成の枠を広げていこうという趣旨でこの改正案を出させていただいています。そのことにつきまして、一つご理解をまずお願いをいたしたいと思うところでございます。併せて担当課長の方でもし分かれば。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 金額につきましては、それぞれの住居から施設なり通院される病院等ということになりますが、それぞれのところ現在では把握しておりませんが、大森議員さんがおっしゃいましたように、金額的にはさほど大きくはないというふうに思います。ただ、この通院、通所につきましては、これを実施しております対象は非常に例外的でありまして、現在町でおこなっているのは、この制度、また先ほども申し上げましたけども人工透析に通所される方ということで、まだ実際いろんなご病気で通院をされている方は本当にたくさんありますので、まあどこまで町がそれをご支援できるかというところは財政的なところもありますけども、この事業についてのみその辺を完璧に行うということについては、

他の事業等とのバランスもでてきますので、現時点では少し難しいのではないかと
いうふうに思っています。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 昨日、町長答弁の中にあっただのは、より利用者のた
めにするんだと、遠方から通っている人たちにも助成をするようなふうに聞こえた
んですが、ここの「ただし」以下ですね、それは町内においてですね、自家用車で
通った場合は助成しないっていうことですから、逆じゃないかなというふうにわた
しは把握していなんです、私の把握違いでしょうか。その辺もう少しはつきり言
ってください。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） まず趣旨の方が先ほど述べましたように、大山町に住所を
有する通院される方にこの従来は、障害者通所通院費の助成ということになってい
るという現状を町内の方でも、町内の方を対象を広げていくという内容の案件でご
ざいます。まず。その中で3条についてこのような改正の内容にさせていただいた
というところがございます。担当課の方で少し補足がいただければ、さらに願いた
いと思います。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長 戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 今町長の方から説明がありましたように、今回の
改正は従来この条例で対象となっていなかった部分、町内の方が町内の作業所なり、
精神通院の目的で、病院診療所に行かれる場合にこれを対象とするということで、
対象を広げているものであります。以上であります。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論
を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） どっち、反対討論、賛成討論。

○議員（3番 大森正治君） 反対で。

○議長（荒松廣志君） 反対討論許します。3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今の質問のこと、

○議長（荒松廣志君） 登壇して。

○議員（3番 大森正治君） こっちですか。失礼します。反対討論させていただ
きますけれども、今わたしが質問の中でも問題にしました第3条の2項については、
やっぱりただしというのは、大山町内において自家用車等により、通所、通院等
をおこなった場合には、助成しないということは、やっぱりこれ利用者にとっては負

担になるわけですね。今まではそれが、助成されていた、というふうにこれは解釈できるんですけど、それをこういうふうに町内の場合には助成しないということは、例え先ほどもありましたけども少額かもしれませんが、それを利用者の方の負担にするっていうのは、やっぱり問題があるかと思います。俗に社会的弱者であるといわれるこの障害にある人に、負担増を強いるということになると思いますので、それは許されないことじゃないかというふうに思うわけです。そういう意味で、わたしはむしろ、大山町内の人たちにも、拡大するんじゃないくて、なんか狭めることにならへんかなと、補助を狭めることになるんじゃないかなと思いますので、反対をしたいと思っています。

[「ちゃんと、条例読んで…」という者あり]

○議長（荒松廣志君） ただいま反対討論がありました。大森議員にご注意申し上げますけど、条例をよく読んで反対討論を、確認していただきたいというふうに思います。

次に賛成討論を許します。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号

○議長（荒松廣志君） 日程第3、議案第87号 大山町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり

可決されました。

日程第4 議案第88号

○議長（荒松廣志君） 日程第4、議案第88号 鳥取県町村退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号

○議長（荒松廣志君） 日程第5、議案第89号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第92号

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第92号 町道路線の認定について（退休寺線）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第93号

○議長（荒松廣志君） 日程第7、議案第93号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第94号

○議長（荒松廣志君） 日程第8、議案第94号 平成21年度大山町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 一般会計のですね補正予算でございますけれども、14ページ、14ページでございますね、バイオディーゼル燃料精製装置というものもできるわけでございますけど、具体的にこの大山町内でですね、この自動車バイオ燃

料で走っているんだなということ、もしもそういうことになったら認識したいと思いまして、これどこのですね、どういう車がバイオ燃料で走るようになるかということをお教えいただきたいなという具合に思ったりいたします。

それから19ページ、19ページのですね、上の方、節19負担金補助及び交付金でですね、中小企業緊急経済対策融資保証料補助金3,000万ありますが、これはですね、何件ぐらい、件数で結構ですので、人数になるかと思いますが、人数でなしに件数、人数ですね。人数が分かれば教えていただきたいなという具合に思ったりします。

それからですね、25ページ、25ページにですね、19節負担金補助及び交付金でですね、2,500万、補助金及び交付金で住宅用火災報知機設置事業補助金2,500万みてありますが、これ設置していただくことは非常に結構なことではないかという具合に思ったりしますが、これより前にですね、設置している家庭があるわけがございます。まあ、自衛消防組織等を通じてですね設置したりというような家庭があるわけございまして、これやっぱり公平性っていうですか、住民の皆さんがですね、町内の皆さんが、わたしの方も設置したけどももらえんわいというような、何ていうですか、そういう不公平感というものがですね、発生したら非常に危ないなという具合に思ったりします。そういうような対策をですね、どういふ具合に考えておられるかということをお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの質問に答えさせていただきます。いずれも経済活性化の緊急経済危機対策の中での事業の内容でございます。それぞれの所管の担当の方から述べさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（荒松廣志君） 住民生活課長 小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） 野口議員さんのご質問にありました、今どこでそういう車が走っているかというご質問でございましたが、今現在は、公用車という形では走っておりません。で、19年までは、町の巡回バスで購入をして走っておった経過がありますけども、理由は分かりませんが、まあちょっと故障が多かったということで、町の公用車、巡回バスとしての利用はこのところありませんでした。で、ただし、CO2の削減というところの観点から、その施設の方では、職員さんの乗用車とか、それからその施設が使う軽油関係の農具でありますとか、職員さんがレジャーで使われます船とか、大山の方の旅館とか、そういうところでBDF燃料を購入して使っておられました。で、この度、こういう交付金事業がございましたので、より精度の高い精製機を購入いたしまして、まあそれをそこの実績のありますところに対応して、いい精度のものを作ってもらって、また巡回バス等にでも

使えるようにしたいという思いでございます。以上でございます。

○**観光商工課長（小谷正寿君）** 議長、観光商工課長。

○**議長（荒松廣志君）** 観光商工課長 小谷正寿君。

○**観光商工課長（小谷正寿君）** 野口議員さんの中小企業緊急経済対策融資保証料の補助金3,000万円は、何件、何人かというご質問でございます。120件でございます。

○**総務課長（田中 豊君）** 議長。

○**議長（荒松廣志君）** 総務課長 田中 豊君。

○**総務課長（田中 豊君）** 住宅用火災警報機設置事業の補助金のご質問に答弁させていただきます。この補助金につきましては、国の地域活性化経済危機対策交付金、臨時交付金で補助をするという考え方でございまして、国の方のこの交付金決定された日が21年4月10日ということでございます。で、この補助金を出すにあたりまして、この4月10日以降の町の計画でないと交付金は受けられないということでございます。これが基本でございますけれども、まあ町内の警報機設置状況でございますが、いろいろなところ、まあ自主的に購入して付けられておる方もあるとか、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、組織の中で購入したというようなところもございまして、4月10日以前のものについては交付金の対象にならないわけでございますが、町長の裁量で単独でも補助金を回すということも可能かと思っておりますので、その辺は今後町長と相談した上で周知したいという考えでございます。よろしく願いいたします。

○**議員（5番 野口昌作君）** 了解。

○**議員（10番 岩井美保子君）** 議長、10番。

○**議長（荒松廣志君）** 10番 岩井美保子君。

○**議員（10番 岩井美保子君）** 1点だけお願いいたします。30ページの赤松分校集会室環境改善工事として1,050万ほど予算計上がしてあります。この間、22日に視察をさせていただきました。その時に、赤松分校区内運動場改修計画という、こういうパンフレットをいただきました。で、壁とかその部屋の中にですね、体育館の中にこういうわって小さいプレハブのようなので教室を作るということなのですが、ちょうどその日は大雨が降りまして、屋根の方が漏っていたんですね。雨漏りがしていたんです。で、これには計画に入っておりませんが、これからの厳しい冬にこの屋根が果たしてもつんでしょうか。そこまでは見てありませんよね。屋根の部分は。この中に、1,050万の中にみてありませんよね。そこら辺のところどういいう見解をお持ちでしょうか。

○**議長（荒松廣志君）** 答弁、教育長 山根 浩君。

○**教育長（山根 浩君）** 具体的な内容でございますので、次長の方から答えさせます。

○教育次長（狩野 実君） 議長、教育次長。

○議長（荒松廣志君） 教育次長 狩野 実君。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。ただいまのご質問にお答えいたします。赤松分校の集会室環境改善工事ということですが、1,050万、約半分が教室の仕切りに使う部分、残った部分が環境整備ということで考えていたところです。ちょっと今の雨漏りのことにつきましては、実はちょっと把握しておりませんでしたので、調べて必要であれば対応もしなければならぬかなと今思ったところですが、お示し、以前にお示した集会室本体の環境改善工事自体につきましては、現在いろいろ内外のお考えをお聞きしながらどこまでどういうふうな形で、必要なか必要でないのかも含めてですね、再度検討をして、取りあえず現時点では教室整備といいますか、中の改修の方を優先していきたいと。その他についてはただいま保留にしているところであります。以上です。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） この間視察の時にはですね、校長先生から説明を受けました。そうしましたら受け物がしてありまして、「校長先生、これ雨漏りですか」ってはっきり聞きました。「そうです」って言われました、校長先生。ですですから、1カ所でしょうけれど、そういう雨漏りがポタンとするようなところを、これだけの金をかけてですね、改修する、厳しい冬にまたそれが耐えられないようなことになっては、本当に意味がなくなってしまうので、場所を変えるとかっというこの方法も考えなければいけないんじゃないかと思って視察をして帰りました。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 答弁は。

○議員（10番 岩井美保子君） はい、確認すると言われましたですけど、わたしは早急にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） わたしも雨が降るといのは、何回も行きましたけれども、初めてこの前聞きまして、それを含めて検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 今の赤松分校の問題であります、町長と教育長に伺います。

町長には、公有財産に関する町の総合調整権というのがあります。これは自治法の238の2であり、238の4、これらにあります。さらに、教育委員会の方には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条の2号という規定があります。

いずれも町長と教育委員会が十分話し合わなきゃいかんと思います。しかしその内容は町長の統括化にあり、これは法律の趣旨です。十分に法律を踏まえ、初期の目的を達するような協議は成されているんですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 赤松分校の問題についてであると思いますし、町長部局と教育委員会部局ということだと思えます。教育委員会の方とも協議を密にしながらことの執行に当たらせていただきましたと思っていますので、どうぞよろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 教育長 山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 西山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。言われました趣旨を十分町長とも相談しながら執行に当たっていきたいと思っています。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） もう1点聞きますが、山口町長と森田町長の事務引継ぎの時にですね、ここの赤松分校について何か申し送りがありましたか。同じことで、教育長、山田教育長から何か申し送りがありましたか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） この案件については、教育委員会を中心にまた検討がずっと続いておったところでございまして、特別にその内容について申し送りということについては、受けておらないというところでございます。

○議長（荒松廣志君） 教育長 山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 山田教育長さんの方から直接は聞いておりません。けれども、ずっと担当しておりました次長の方からは聞いておりますので、聞いておることだろうと思います。

○議員（16番 野口俊明君） 議長、16番。

○議長（荒松廣志君） 16番 野口俊明君。

○議員（16番 野口俊明君） 21ページと24ページ、2点お願いいたします。

まず、21ページはですね、備品購入費の登山カウンター73万3,000円の内容でございしますが、これ登山カウンターは2台、2基設置するということです。今現在、わたしも大山には数百回上がった経験があるわけですけど、現在の登山届けは、自主的な届け出でなかなか実態が把握できないというようなことですが、ここ、これについてどのくらいの程度までこれを設置することによって把握できるのか、どういう形状か、どこに付けるのかということをお伺いしたいと思います。

またもう1点はですね、24ページ、土木費の15の工事請負費で町営住宅の建設工事でナスパルタウンの若者住宅、長屋方式だということだけ伺っておりますが、9,800万。一般的には、設計とか監理費がこういうものをされるにあたり、今

まではついておりましたが、これなしで町が独自でそういう設計監理をやられるのか、どうなのか。そこら辺の、付けなかった理由、内容をお願いしたいと思いますし、それからこれ長屋ということで、何戸分なのかという長屋ということだけで、あとの形状は、3階建てなのか1階建てなのか2階建てなのか、われわれ伺っておりませんし、そういうものを含めてもう少し詳細をお願いしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 詳細について所管の担当課の方から、答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどの登山の関係の方の機器の関係につきましては特に夏山登山始まりまして、大山にどれくらいに方々が登山をしているのかなということが具体的な数値として把握できていないというのが、現状でございます。登山届け等での申し込みの数と実際登っておられる数とのギャップというものかなりあるのではないかなというこれも推測の域ですけれど、そういう状況あります。きちっとしたものを把握しながらこれから対応していかなくてはならないではないかということで提案をさせてもらっております。それぞれの内容についてもう少し所管の担当課の方からお答えをさせていただきます。

○観光商工課長（小谷正寿君） 議長、観光商工課長。

○議長（荒松廣志君） 観光商工課長 小谷正寿君。

○観光商工課長（小谷正寿君） 野口議員さんのお尋ねでございます。登山カウンターをどこにつけてどれくらいまで把握できるかということでございます。

まず、設置場所でございますが、登山道の6号目付近と、大山参道の参道ギャラリー、とやま旅館さんがありますね、あの前に参道ギャラリーがございますけれど、その2カ所に設置したいと思います。で、どれくらいまで把握できるかということでございますが、現在この計数カウンターというのはスキー場の方にも設置しておりますが、かなり正確ではございます。ただ、実際設置しましたものと、手のストップ、計数機あれも試しにやってみまして、その辺の誤差は確認してみたいと思います。で、出ました数字は、またいろんな考察を加えながら、登山者の数を出していくということになろうかと思っております。以上でございます。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（荒松廣志君） 建設課長 押村彰文君。

○建設課長（押村彰文君） 野口議員さんの質問にお答えいたします。町営住宅の建設工事の件でご質問受けました。実は、現在地域活性化公共投資交付金、この交付金を受けて事業をやろうと計画はしておりますが、実はもう一つ林業再生事業といいますかいわゆる鳥取県産材の木材を利用したと鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業という事業がございます。できれば、この再生事業と地域活性化交付金、2つを組み合わせ町営住宅を建てたいと思っておりますが、まだ概要が全く掴めておらないところが現状でございます。と、いいますのは、これから再生事業には町の考

え方を提案し、その提案が採択になるかどうか、まだその提案すら出せていないという状況でございます。

で、最終的のこの再生事業の方に町の案を提案いたしまして、どういう構造のものが採択が受けられるかという時点でまた新たに設計監理委託料は計上させていただけたらという思いでございます。

それともう1点の質問でございますけども、どのような概要かということで、先ほど言いましたようにこれから最終的には煮詰めていくということになります、今現在私の考え方は、目的はあくまでも若者定住、という目的でございます。そのために、今考えていますのは、木造の2階建て、1階に4戸、2階に4戸、計8戸、まあ1棟で建てたいという思いでございます。ただ、最終的にこれがどうなるかは、これからの事業の採択許可によって、異なりが出てくる可能性もございます。以上でございます。

○議員（16番 野口俊明君） 議長、16番。

○議長（荒松廣志君） 16番 野口俊明君。

○議員（16番 野口俊明君） 概要は分かりました。そういたしますと、先ほど言われた県との協議等にあたって最終的なまあ、補助の種類とかいろんなものが分かってくるということですが、だいたい目安としては、いつ頃なのか、そこら辺のことをもう少し教えていただけりゃあと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） いつ頃かということの詳細でございますけれど、所管の課の方で把握できれば答えさせていただきます。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（荒松廣志君） 建設課長 押村彰文君。

○建設課長（押村彰文君） 実は今月に入って説明会があったところでございます。私が聞いている範囲でお答えいたしますけども、この緑の産業再生プロジェクト事業と申しますのは、日野川流域の関係市町村が、林業再生のためにいろいろなアイデアを持ち寄って、その中で実際に効果があるものを選定し、最終的には国に審査を受け、採択を受けるといったもののようにございます。で、第1回目の説明会が、今月の末にありましたけども、これからのスケジュールはですね、私も詳しくは聞いておりませんが、まず国にその日野川流域の協議会に町の提案をするということからスタートしますけども、それがたぶん7月の下旬ぐらいになるんじゃないかなと思っています。それからその提案を国の方に挙げていただき最終的に採択を頂き今年度中に実施をしていきたいという思いでございます。以上でございます。

○議員（16番 野口俊明君） 終わります。

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○議長（荒松廣志君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 9ページの備品購入費でございますけれども、公用車がエコカーが11台、それから地上デジタルが109台ということで購入の予定でございますけれども、これエコポイントがもらえるんじゃないかなというふうに思っております。エコポイントの使用についてはどこの所管か分かりませんが、やはり話題性を作るなら海外旅行でも、そういうふうな思いもございますし、ハワイなど、南部町では柿の種を飛ばしてハワイに行こうとか、いろんなまあ明るいニュースも流れております。大分前からございますけれども、そういったことも使えるんじゃないかというふうに思いますけれど、町長の考えを質したいと思いません。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 小原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。エコカー、あるいはデジタル化の事業につきまして、特に町の方で公共で使っておりますリースの車のちょうど更新の時期であったりということの中で、この経済対策の危機対策ということでこの取り組みをさせていただいております。

特にそういった提案のことについては、考えておらないところであります、また少し参考にさせてもらいたいなと思っております。以上でございます。

それで内容について担当課の方から述べさせていただきます。

○議長（荒松廣志君） いいですか。

○議員（13番 小原力三君） 議長 13番。

○議長（荒松廣志君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） それでですね、このテレビの109台とエコカーの11台としてポイントをいくぐらいもらえるのか、金額としてお示し願いたいというふうに思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） ポイント等につきまして、所管の担当課の方から、お答えさせていただきます。

○議長（荒松廣志君） 総務課長 田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 小原議員の質問でございますが、このエコポイントについては、今わたしは承知しておりません。その部分については町の施設で導入ということで、そういった個人としての購入ではわたしども考えるんですけど、町としての購入でどうのこうのという検討はいたしておりませんので、その点、よろしくお願いたします。

○議員（13番 小原力三君） 了解。

〔「議長、14番」という声あり〕

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。この際、暫時休憩して、休憩後に質問を受けたいと思いません。50分まで休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開します。休憩前に引き続き、議案第94号に対する質疑を許します。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（荒松廣志君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 2点ほど質問いたします。一点目は、今回の補正予算、地域活性化経済危機対策臨時交付金、それから地域活性化公共投資臨時交付金と国からの地域活性化の交付金がかなりおりるということで、その事業51事業、11億幾ら上がっておりますが、この中に農業に関する事業といえますか、農業の将来にわたって発展させていく投資的事業、農業振興などの事業は入れられなかったのか、この点を一点伺いたい。もっともっと農業も活性化して、将来にわたって自立できる農業を目指さねばいけないと思いますけれど、それがこれの対象に入れられないのかどうか、その点。

それから21ページのまちなみ協議会活動補助金620万円あがっておりますが、これのメンバー構成と人員、それから活動内容をお知らせ願います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 岡田議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思ます。まず1点目の農業への取り組み事業が十分ではないのではないのかなと自立するための対策事業等にどうだろうかという質問についてでございます。国の方の事業の収支の中でできるものできないものいろいろございます。その中で、まあこのたびは、農道の整備であるとか、そういった経済危機という捉え方の中での農道整備の関係の方に少し重点をおかしていただきながら、もう1点では、今後に向けての農業自立対策に向けてという捉え方の中で、耕作放棄地遊休農地の取り組みということで1,000万のこの事業を入れさせていただいております。特にわが大山町におきましては、豊かな土壌の中で園芸作物、果樹であったり畜産であったり、野菜であったり本当にたくさんの芝であったり農産物が生産されております。一方では、荒廃農地がかなり進んでおります。この度の事業の中では、一つの目安でございますけれども20ヘクタールの耕作放棄地いわゆる遊休農地を復旧再生させていただこうということで、この取り組みをこの補正予算の中にも入れさせていただいております。特に果樹で梨あたりを止められた方が木の株をそのままの形の中でほ場に残しながら、でも一方ではその隣にブロッコリーを植えられたりしておられる熱い生産意欲の状況もでございます。この事業入れて、まず生産可能な農地、再生させていただこうということで、の取り組みをしておるところでございます。7月末ぐらいまでにこういった取り組みについての地権者の方々や、あるいは是非ともそういった新

しい再生されたものに取り組んでいこうという方々へのまた募集等も始めさせてもらって、この大山町の素晴らしい農地を蘇らせる一つのまず第一弾の取り組みになれたらと思っておりますので、どうぞご理解をお願い申し上げたいと思います。

それからまちなみ環境整備工事につきまして、担当課の方からお答えをさせていただきます。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○議長（荒松廣志君） 大山振興課長 福留弘明君。

○大山振興課長（福留弘明君） ただいまのまちなみ環境整備事業につきましてのご質問にお答えいたします。まちなみ環境整備協議会の補助金につきましてでございますが、まず大山アルペンライン地区まちなみ環境整備事業という事業に着手をいたしております。この事業に関します地元の協議会をまちなみ環境整備協議会という名称で呼んでいますが、会員数が17事業所、これは大山町を除いてであります。会員数は17事業所でございます。そしてどういう活動かということがありましたが、この大山アルペンライン地区のまちをどういうふう改善していくか、どういうまちづくりをしていくか、というのを地元の皆さんで協議をしていただくための協議会であります。

で、今回の補助金の内訳になりますが、協議会そのものの活動経費といたしましては、620万円のうちの20万円でありまして、あとの600万円は、今年度から具体的な事業に着手いたします中に修景事業というのがございます。修景事業でございますが、それぞれの旅館や商店の皆さんがご自身の施設、建物を自分たちで決められました同じようなたたずまいといいますか、趣きといいますか、統一した町の景観にするために改修をされる際に、町と国とで補助金を交付するものであります。今年度は3件の施工を見込んでおりまして、補助対象事業費の上限300万円、補助金3分の2ということで600万円の計上をお願いをしているものであります。なお、国庫補助率は2分の1であります。以上です。

○議長（荒松廣志君） いいですか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（荒松廣志君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 耕作放棄地の蘇らせる事業なんですが、耕地を蘇らせた後の例えば特産品づくり、20世紀に変わる何かもうちょっと労力のいらないうような特産品づくりなど、考えられて検討されていくのかどうかお伺いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 再生された後の品目であったり、こういった取り組みになるのかなというご質問だと思います。今現在、具体的にこれということはまだ詰めておりませんが、まず一つは、再生された土地に地主さんが、生産をされる

ということについては、認められておりません。ですから地主さんでないいわゆる借地という形の中で5年間、生産をしていただく方がまず必要であるということでございます。で、その方が何を作られるのかなということについては指定されるものはございませんけれども、想定されますのは、酪農地帯の盛んなところでありますれば飼料作物であると思えますし、あるいはブロッコリーであったり葱であったり、また芝であったりすると思えます。新しい果樹の新植ということもまた芽生えてくるのかなと思ったりしています。特に今これで限定ということの指定等もしておりませんが、まずは、新しく借り手となっていただく方の熱意のある方々の取り組みを期待いたしたいと思うところでございます。

なお、この事業につきましては、この地域活性化、経済危機の対策事業ということで地権者の方にとりましては、10分の10ということでの負担がこの度はないという事業になっております。いろいろな取り組みをしながら、また耕作放棄地対策の協議会等がございますので、そういった協議会の方を通じてまた審査等もさせてもらいながら、進めていく形になるだろうと思っておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（荒松廣志君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 2つ、2点ほど質問したいなと思っております。1つはですね、教育再生、総務費国庫補助金の方からですね、500万入っております。子ども読書のまちづくり推進事業、これ19年度1,500万、20年度700万、本年度500万ということで、3年間交付補助金をいただいております。その中で、本を読むということで、子ども読書のまちづくり推進事業ということに今取り組んでおるわけです。3年間やっておるわけですし、全国で10カ所だそうですね。なかなかいい取り組みだなとわたしも思っています。これいつまで続くのか。あるいは今まで3年間やった中で、どのような効果があったのかな。まあマンネリにならないようにですね、大事に使っていただきたいと思うわけですが、その内容を教えていただきたいと。

そして12ページ、これは別の件ですが、弁護士謝礼金とあります。聞くところによりますと、指導的立場の方が失言をされたということで、慰謝料等請求というようなことをお聞きしましたが、町の方の瑕疵、あるいは町の方に反省点があった場合、普通は民事訴訟のなかで和解というふうには持っていくわけですが、それがあつたかどうか、町の失敗というか瑕疵ですね、その反省がどのようにやっているか。そして今進捗状況といいますか、どのような関係で進んでいるのかなと思えます。この2つ。

○議長（荒松廣志君） 答弁、教育長 山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 文科省にとりまして1,500万の補助金というのはま

ず今までなかった大きな大きな、でございます。それを2年間受けて、3年目に500万になったという、まあ成果とかマンネリにならないようにというご質問がありました。そのとおりだと思います。詳しいことにつきましては次長の方で答えさせていただきます。

○教育次長（狩野 実君） 議長、教育次長。

○議長（荒松廣志君） 答弁、教育次長 狩野 実君。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。そうしますと子ども読書のまちづくりのことについてご説明いたします。

まず、昨年、一昨年受けていました事業ですが、実は事業の名称といいますか、事業が異なりまして、読む調べる習慣の確立に向けた実践研究事業ということで、これは同じく全国10地域なんですけども、図書の購入費等あるいは人件費等も含めて良いということで初年度、文部科学省の方、非常に力を入れて1,500万という予算を組みました。で、2年目引き続きその事業を昨年受けましたが、財政当局から文部科学省の方が随分切られまして、半分、約半分の事業に縮小したというようなことで、その影響で本町の方もいただく補助金の方が700万程度になったということです。で、その事業の際は、先ほど言いましたように、司書さんの賃金に少し充てさせていただいたり、あるいは小中学校、あるいは保育所の図書費等にも随分の額を使わせていただきまして、図書環境を整備するというのでその2年間の成果で、いろいろなもの、今までなかなか購入できなかったようなものも含めて、非常に充実をさせていただくことができました。で、今年度は一応2年間でその事業は終了しまして、少し趣旨の異なる事業なんですけど、子ども読書のまちづくり推進事業ということで、文部科学省の方が事業を起こしまして、引き続きは難しいだろうけどってということもありましたけど、ちょっと手を上げてみたところまた全国10地域に選ばれたということでした。

で、本町が選ばれたのは、非常に今保育所、あるいは幼児といった方がいいかもしれませんが、幼児期から義務教育まで、そこを一環して読書環境を整えるというものの取り組みが評価されてこの事業を受けさせていただいたところだと理解をしています。で、本事業につきましては、補助金は500万円ということで、それだけ比較しますとだんだん縮小してきているところですが、ただこの500万円、図書費等には基本的使えないというこのたび縛りがありまして、現在その500万円の内訳としましては、図書アドバイザーと言って、専門職の優秀な他町の方なんですけど、そういう方に来ていただいて司書あるいは司書教諭、あるいは図書館の職員等研修をさせていただくような講師の謝礼等にも使っておりますし、それから子どもたちのリスト、図書リストっていいですか、小学生向けの図書リストを整備しようというようなことであったり、それからよくいろんな事業に標語を作ったり、ポスターを書いたりして、その啓発を進めるというような事業がありますけども、

まだ具体ではないですけども、そういうようなもの町内の子どもたちに啓発も兼ねて、そうした事業も組んで少し記念品を出したりすることも考えようということも今計画しています。その他、これまでやっておりませんでした、ホームページ等をちょっと専門のところにも委託をしながら、しっかりしたそういうホームページ、これも啓発に使えるようなホームページや、あるいはCDであるとか、DVDであるとか、そういうようなものも、改めて開発を少しさしていただいて、この事業来年まで続くかどうかはちょっとまだ不確定ですので、さらにそうした体制、ソフトもハードも含めて進めていきたいなということで考えているところであります。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西尾議員さんのもう一つの質問でございます。弁護士の謝礼ということについて、担当課の方からお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○人権推進課長（近藤照秋君） 議長、人権推進課長。

○議長（荒松廣志君） 人権推進課長 近藤照秋君。

○人権推進課長（近藤照秋君） 失礼いたします。本町の職員が地区の会議の中で発言した内容が、原告の社会的信用とか名誉等が著しく傷つけたということで、大山町が職員の使用者責任を追及されて損害賠償を求められた件でございます。これについて、本町の瑕疵はあったかどうか、というお尋ねでございます。その発言した会議は、本町の業務とは関係はなく、その本町職員も住民の一人として参加しており、本町の使用者責任はないということで、責任はない、瑕疵はなかったということでございます。ですから和解ということはないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

また、今の状況はどうかというお尋ねでございます。第1回目の口頭弁論はすでに済みまして、今度8月4日に第2回目の口頭弁論が行われるということで弁護士事務所の方から通知が参ったところでございます。以上でございます。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（荒松廣志君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 町の主催した会の中ではないというようなことでしたが、その具体的にどのような言葉だったとか、そのようなことはお聞きませんが、例え町の外で、町の枠の中あるいはいろんな集めた会でなくってもですね、例えばそのような方となれば、そのような人格というようなことも多少はあったではないかなと。誰がみてもその方が指導的な立場であられると思われる、あるいは他の人が思った、それはどういったことか、これは町がその方を任命した時点で、そうなったということも取られかねない、わたしはその辺のことはどうだったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西尾議員さんの質問に対しまして、担当課の方からもう少し詳しく答えさせていただきます。

○人権推進課長（近藤照秋君） 議長、人権推進課長。

○議長（荒松廣志君） 人権推進課長 近藤照秋君。

○人権推進課長（近藤照秋君） 町長の任命責任ということでのお尋ねでございます。わたしどもこの職員を推薦、委嘱をしたわけでございますけれども、委嘱をするにあたっての、選任しておるわけでございますけれども、その職員の資質、人格とも適正であったということから、本町は任命したということだというふうに思っております。以上であります。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 失礼します。歳出の9ページ、2問質問いたします。1問目ですけれども、備品購入費の中で自動体外式除細動機（AED）整備事業というのがあります。1, 378万計上してあります。これで聞きますと29台施設の方に置かれるということで、また10台は貸し出しということで、これ活性化事業の中の補助金の使い道の一つであろうと思いますけれども、AEDって結局わたしたちもですね、どういうふうにするのか、実はあまりよく分かりません。テレビで1回見ましたけれども、本当に何かすぐことが起こったとき使えるのかなと思いますけど。そういった場合に施設に置かれるのはいいんですけど、生きたお金のしようと思えば、やはり講習か何かして、その施設の人たちが使えるようにまず施設の職員かな、まず第一は。に、しておかないといけないと思うんですけど、講習などを開かれていますでしょうか。またこれから開かれる予定はありますでしょうか。

それから2問目、商工費の中の20ページ、委託料で大山町だいせんプロジェクト事業ということで1, 138万1, 000円計上されていますが、主な事業はどのようなことがなされるのか、まずお聞きします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの方から2点の質問がございました。それぞれ担当課の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、特にAEDの場合、お話がございましたように設置をしてもそれが利活用されなければならないということがおっしゃるとおりでございまして、今後、特にこの設置をする場所の検討については、特にそういったことも含めて利用者の多い、あるいは設置者がいる公共施設を中心にとということで、計画をさせていただきました。そのことも含めて担当課の方から、詳しく答えをさせていただきたいと思います。

それからもう一点につきましても、担当課の方から答えをさせていただきます。

○議長（荒松廣志君） 総務課長 田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） A E Dの講習会の件でございますが、これまで設置しております小中学校等におきましても職員の講習会等、資格ある消防署の職員の方からお願いして講習を受けてきておりますので、今回導入するものについても職員、公共施設においては職員になろうかと思えます。また貸し出しの部分については自主防災組織に呼びかけをいたしまして、そういった組織に講習会を開催させていただきまして、A E Dを使える方を育成していくことにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○議長（荒松廣志君） 大山振興課長 福留弘明君。

○大山振興課長（福留弘明君） 続きまして大きな山と書いて大山と読ませるプロジェクトということでの主な事業をとということでございますので、主要事業につきましてご説明させていただきます。

予算科目といたしましては、ご質問がありました委託料以外にも予算科目ございます。併せてご説明になりますのでご了解ください。大きな項目といたしましては、いろいろなプロモーション、いわゆるP R活動を行っていくことによりまして、この鳥取県の大きな山と書く大山町は、「だいせん」と読むんだということ認識をしていただくための各種活動、そして2番目といたしまして商品モデルの開発と品質の検証ということで、この大きな山、「だいせん」と読むということそのものをですね、商品としてとらえてそれを全面に出した新しい旅行商品なり、観光ツアーなどそういったお金になっていくような取り組みをしていくのが、2番目。3番目の柱といたしまして、こうした取り組みをやっていくということを住民の皆さんを始めといたしまして、取り組みの意識の共有化といいますか、そして組織化をしていくということ柱としております。プロモーションの主なものといたしましては、昨年商工会さんの事業で行いましたものを継承いたしまして、全国各地でこの大きな山にちなむ場所を利用させていただいて、この大きな山は「だいせん」ですというキャンペーンを繰り広げていく、そしてホームページ等で大山大辞典、大山ペディアと仮に呼んでおりますけれども、全国の皆さんの参加によりまして大きな山にちなむ、いわゆるネット上の仮想大辞典を作っていくといったような取り組み、あといろいろなノベルティグッズ、昨年作りましたむきパンダラーメンですとか、そういったものもあわせて、いろいろなそういったノベルティグッズの作成をして、このP Rに努めていくということ。そして商品モデル開発ということになります。外部の専門家、あるいは旅行系のエージェントをお願いをいたしまして、この大山にそういういろんな理屈を付けてお越しをいただくための取り組みをまず着手していきたいなというふうに思っています。そのためには、モデルツアーとか

の実施も必要でありますので、大山にちなむコンサートを大山で開催をするでありますとか、あるいは妻木晩田遺跡、そういった資源を活用した認知度向上の商品開発を行なうとか、そういったものを考えております。

そして取り組みの意識、共有という部分になりますけれど、全国でおおやまとつく地名の自治体あるいは自治会、商店街、そういったものがいくつございまして、そういったところの自治体、自治会、商店街の皆さんに、わたしたちがやっているこういう取り組みについて一緒にPRの仲間に入ってくださいような組織化を図る。あるいは住民の皆さんにもっともの大山のことをよく知ってもらうための取り組み、例えばですけど、総合文化祭の際にですね、何かそういう全国の大きな山と書くものにちなむ取り組みを行うとか、あるいは大山賛歌といういい歌がございまして、こういったものをもっと活用した、あるいは桂木龍さんの「大山」という歌を活用したもっと大山を知っていただくための取り組みをしていこうというのが主な事業内容でございます。以上です。

○議員（9番 吉原美智恵君） かなり大掛かりな事業だと思います。予算の結構ほんとうに委託事業だけでなく大山を「だいせん」と呼ばせるプロジェクトということでかなりの予算は計上されています。それでですね、大山ファンクラブありますよね、で大山ファンクラブについては確かに課が違います。けれど、これもかねてから大山ファンクラブということで、今度は町内だけではなくて、町内出身者だけではなくて、大阪在住、東京在住の方にもファンクラブになってもらうように呼びかけてもらいたいということをお聞きしまして、早速行動いたしました。それで大阪在住の友人ですけども、10人くらい声をかけましたら、4人入っていただけましたけれど、そのファンクラブの内容ですけども、入ってくださいってこちらから呼びかけて、何が、あちらに対して、何が送られるかといったら、とにかく広報だいせんとか、議会だよりとか、そういう主に通信なんですね。大山の紹介とか、それはよくわかるんですけども、で、年会費2,000円です。で、見ず知らずというか、ただわたしの友人つながりというだけで、大山町に対してそんなに出身じゃないわけですから、「ああ、大山っていいところだな」というぐらいの感覚で入ってくださってるわけですね、それでわたし、前は少し500円でもいいですから、1,000円でもいいから、何か一緒に大山の特産物を入れていたらいいなと思ってたら、何もなくて、とにかく通信だけだと。中身、書類だけだということで、わたしも早速急にメールを打ちまして、お礼とともに「これからファンクラブを磨いていきます」というように返事をしたんですけど、海老で鯛を釣るわけではありませんが、やはり役場としましては、そりゃあ費用対効果といいますか、そんなにお金が出せないのはわかりますけれど、やはり、そこでファンを引き付けるためには、ただ通信費ぐらいは出してもらわないけんような神経ではなかなか、ファンクラブの会員も広がりませんし、で、何が言いたいかといいますと、大山を「だ

いせん」と読ませるプロジェクトの中に、そういう景品を付けることはそちらにお金を出してもらおうとか、そういうふうに幅広く視野を広くしていかないと、広がりも出て行かないと思うんです。企画情報課の中の予算では確かにあまり、予算計上していないので、わたしも何も入りませんかといいましたけれど、何もおみやげ物は入りませんでした。で、結局は宣伝するということに関しては、人間誰も文書も読みますけれど、大山町の特産物がそんなに高いものじゃなくていいですから、入った方がいいかなと思いましたが、わたし自身が次広げていこうと思って、なかなかいいにくい感じがします。それで連動していかないといけないと思うんですよね、何でも。で、ファンクラブで大阪とか東京在住の方に入ってもらおう、まず。そしたら今度はそこからふるさと納税がありますよね、今は92万円ぐらいです、入ったのが。そこでファンクラブに入ってもらって東京とか大阪の、わたしと違って資産がいるかもわかりません。その辺が税金対策で入ってくれるかも分かりません。そういうふうな宣伝にもなります。ですから、わたしが言いたいのは、そういうたくさんのお金を使われるのはいいんですけれど、外に向かって発信するのもいいですけど、なかの今あるものを磨いて、企画、情報課、総務課、観光課、それから恵みの里の大山プロジェクトとか、そういうものが連動して初めて広がりが出てくるんじゃないかと思しますので、その辺について予算の使い道に関しては、わたしに対する意見とかありましたら、お願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） たくさん話しをいただいて、ポイントがちょっとずれるかもしれないかもしれませんが、ファンクラブの内容、活動を通じて是非ともいろいろな取り組みを展開してはどうなのかなということなのかなと思って伺っております。確かに大山ファンクラブの活動ということで、今年は東京の方での開催ということになっております。昨年ぐらいですか、大阪と東京の方と交代交代でということのところでございます。そこの方々の交流活動をするということのなかですけれど、やはりこれから、お互いにお世話になっている、あるいはファンの方々と久しぶりの馴染みの会ということから、さらにさらに大山町の方からのいろんな活動の発信であったり、大阪あるいは東京の方からの逆にいろんな発信を町の方に受けて、さらにそれがこの大山町の地域活性化につながっていくような展開になっていけたらいいのではないかなと思っております。そういう道筋の中でこれからいろいろと検討していかなければならないことだろうと思っておりますので、先ほどのご指摘の点を参考にさせてもらいながら、ファンクラブの活動ということを含めて検討してまいりたいと思っておりますので、十分な答弁にならないかもしれませんが、よろしく願い申し上げたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 町長、今の質問はね、大山をだいせんと大きな山を大山というプロジェクトの予算の項目で質疑されておりますから、ファンクラブはたまた

まそうから出てきたことであって、その辺を整理して答弁。質問者も整理してもらいたいと思うし、答弁側もしっかり精査して答弁していただきたいと思います。追加の答弁がありますか。

○議員（９番 吉原美智恵君） わたしは最初からたとえばの事例でファンクラブを言いましたけれども、ファンクラブに予算がないから2,000円会費で入っても十分なことができないので、大山をだいせんと呼ぶプロジェクトの中で広範囲にお金を使ってもらいたいということを申しあげたんです。

そして、ふるさと納税にもつながりますから、自主財源にもつながるし、そういうお金の使い方を各課にしぼらないで、大山をだいせんプロジェクトなら全体的に、そのもう少し柔軟性をもってそういうことを目指して欲しいということです。

実際に、各課各課の話しになってしまいますので、結局は、ファンクラブもこれまで何名も全然進んでいないというので、行動を起こしたらそういう実態で、通信費に見合った中身の資料しか送れないということでしたので返事が、ですからそういうのをどこからも止めるかといったらやっぱり全体的に見たら大山だいせんプロジェクトの中でどんどんやっていけるんじゃないかと、振り分けができないのか、そういう連動をしてもらいたいと。いますぐできなくっても、そういう考え方に基づいて、やってはどうかということですので、「一般質問じゃないですけどね」という者あり）ああそうですか、じゃあ取りあえず大山だいせんプロジェクト事業の中で、そういうふうに含んだ使い道はできませんでしょうか。それでいいです。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 誠に失礼しました。少し違った答えをしたようでございます。おっしゃいますプロジェクト事業につきまして、取り組みを昨年、一昨年、そして今年ということで、継続して取り組んでいくことによって、より実行のある活動展開へという具合に考えて取り組みをしているところでございます。ご提案のありました件につきまして所管の担当課の方で検討している案件であるかもしれませんので、そのことにつきまして、含めてお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○議長（荒松廣志君） 大山振興課長 福留弘明君。

○大山振興課長（福留弘明君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。実は、東京大阪の大山ファンクラブの皆さんには、常日頃からこの事業に関わらず、いろいろとお力添えをいただいているところでございます。従いましてこのプロジェクト事業を展開する際に当たりまして、例えば東京の近く、あるいは東京都内等で何か行う場合、あるいはファンクラブの方で何か会員の皆さんに物を送られるような時があるときに、ここで計画しておりますこのプロジェクトのパンフレットを一緒に同封させていただくとか、そういったできることを検討してみたいと思いま

す。以上です。

○議長（荒松廣志君） 他に。4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 2つほどちょっとお尋ねいたします。一つはですね、15ページにある大山町の結婚対策協議会です。もう一つは29ページにある教育研究所の名和町誌と大山町誌についてです。

まず最初にですね、この結婚対策ということですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。この前のですね、一般質問でもありましたですけど、大山町の人口が減り、特に子どもの少子化、こどもの数がどんどん減っております。これはですね、将来にわたって本当に大山町が大丈夫かなというひとつだと思います。で、村にはですね、結婚適齢期の人でいい人がたくさんおられます。これまでもですね、大山町としてもいろんなこういう事業、取り組まれておってですね、わたしも町報見させていただいて「ああいことだな」と思っておりました。それでまあ昔はですね、近所ですね、大変お世話するようなおばさん、おじさんみたいなのがおられていい結婚相手を見つけて、二人がゴールインということになったわけなんですけれど、そこでですね、今回は補正なんですけれど、この予算にはですね、大事なことです、それ相当金額が計上されると思っておりますけども、これの本当に成果はどういうふうにあがっているのかなというふうにとつお尋ねしたいと思います。

まあできることならこういうことをやって何組のゴールインができたとか、というようなことをちょっとお尋ねしたいと思いますし、またこの協議会ですね、立ち上がった対策協議会があるわけなんですけど、これどのようなメンバーの構成でですね、これが行われているのかなということですね、お聞きしたいと思います。

それと併せてもう一つは、大山町誌あるいは名和町誌なんですけど、わたし旧大山町では1回大山町誌っていうには、もうできておるもんかなと思ったんですけど、これはまあ中山の町誌は編さんという事業がありませんし、名和と大山だけ。この大山町というのはですね、新生大山町の町誌だろうかな。まあまだ合併してたった4年のことなんですけれど、その辺りはどうなのかなと思いますし、またこの町誌はですね、どういう形、あるいは名和、大山、旧名和大山もいわけですけど、これどういう形でいつ頃までに、これが出来上がってくるかということですね、2つお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） まず結婚対策の関係につきましては私の方から、町誌の方につきましては教育の方からお答えをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

成果あるいはこのメンバー構成は、ということでございます。詳しくは所管の課長の方から、担当課の方からお答えをさせていただいたと思いますが、結婚対策の取り組みにつきましては、パルパルという若者のメンバーを中心に取り組みをして

いただいております。中山の方で既にあったメンバーを中心に広く町内、大山町内統合いたしましたから、メンバーを募ってそういった組織が作られ、運営をされております。過去では、ボーリング大会をしたりとか、パルパルのメンバーを中心に自主的な計画を基にして計画が成されておりました、その成果がどうであったのかなということについては後ほど述べさせてもらいたいと思いますし、新しくこの取り組みにつきましても、今年からこのメンバーを中心に結婚対策の取り組みをしていただくことになるわけですが、野口議員さんの一般質問にも答えさせていただきました。これまでの取り組みが1日という形の中の、本当に短い期間の中での取り組みでありましたので、なかなかそれが十分な成果になんかこうつながっていないのではないかなという感じを持っておりまして、もう少しじっくりと来年に向けて時間を取りながらこのメンバーを中心に検討していただきながら来年に向けては、本当に大山町に、一例ですけれど、4泊とか5泊、6泊ゆっくり滞在していただいて、本当にこの大山町の良さであったり、人とのふれあいであったり、家族とのふれあいであったり、そういう一過性でないふれあいというものをですね、感じていただくような取り組みの中でのこの結婚対策の展開に持って行けたらなど思っております。やはり、それもこの県内だけでなく、来ていただく対象の方には、京阪神の方にもですね、あるいは山陽の方でも、これからどちらの方の窓口を通じて展開していくかという問題はこれからの問題ですけれども、そういった外からの方々にこの大山町に来てもらって、長い期間を(携帯電話の音あり)時間をおっていただく中で、心の交流を含めた展開の中で、結婚対策に広がればなど思っております。ちょっと長くなりました。申し訳ありません。じゃあよろしくをお願いします。

○議長(荒松廣志君) ちょっと待って。傍聴者にご注意申し上げます。あの携帯電話はマナーモードにしておくか、持って入らないようにしていただきたいと思っております。

○議長(荒松廣志君) 教育長 山根 浩君。

○教育長(山根 浩君) 中山町誌、ご覧になっていただいたのでしょうか。とても立派な町誌でございます。編さん委員の皆さん、編集委員の皆さん、職員も含めて一生懸命作ったものでございます。是非、お読みいただきたいと思っております。自然から歴史、民族、あるいは年中行事の記述なんていうのは非常によくできたのだと思います。で、中山町誌の場合は、2部、2巻にわたってございましたけれど、前の中山町誌ができたときがちょっと薄かったという歴史がございます。で今のご質問の件でございますけれど、名和町誌は昭和53年に前の巻ができております。それから大山町誌は55年に前の巻が分厚いやつができております。で、今、来年3月を目標にして一生懸命がんばっておりますけれども、それから後の大山町として合併する平成17年3月ですけれど、合併するまでの町誌、今まで例えば名和町誌ですと、

53年に、から後の町誌だというふうにご理解いただき、大山町の場合は55年から後の町誌だにご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議員（4番 杉谷洋一君） 最後に、町長是非ですね、この結婚対策ということはですね、将来の大山町の本当に少子化をですね、ひとつだと思imasるので、是非是非頑張っていますね、いいお婿さん、お嫁さんをですね、是非是非町長自らですね、全国を回ってでもですね、いい人を大山町まで是非来てもらうように頑張っていた抱きたいと思imas。以上です。どうもありがとうございます。

○議長（荒松廣志君） 今のは質疑ですか。

○議員（4番 杉谷洋一君） すんません。町長に一つがんばってほしいという思いを話しをさせてもらいました。答弁よろしいです。

○議長（荒松廣志君） 答弁がよろしいのは、あの、質疑の時間です。

○町長（森田増範君） ああそうですか、すんませんすんません。

○議長（荒松廣志君） 答弁もとめられますか。

○議員（4番 杉谷洋一君） じゃあじゃあ、町長思いを語ってください。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） エールを送っていただきましてありがとうございます。本当に行政だけでできることでもございませし、こういったパルパルのメンバーや議員の皆さんやたくさんの方々のご理解やご協力をいただきながら、本当にこの大山町に若者が定住をして、あるいはお嫁さんやお婿さんが来ていただける取り組みを来年度からは是非とも展開をしてまいりたいと思imas。これから1年間かけて、こういった方々を中心に協議をしていきますので、ご指導またよろしくお願いたしたいと思imas。以上です。

○議員（4番 杉谷洋一君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 地域活性化公共投資臨時交付金にことでおたずねしたいと思imas。今回、国の方からの交付金ということで、今言った地域活性化公共投資臨時交付金と地域活性化経済危機対策臨時交付金、2つの交付金で、これに幾分か自主財源を含めまして、11億円の事業、全部で51億円の事業が追加されての大型の補正予算に今回なっております。

そこで若干お尋ねしたいんですけれど、一つ例としてあげさせてもらいますが、先日全員協議会の中でも町長が見直し中止を表明されました歩くプールのございます。わたし自身もですね、20年度の予算で決っております、21年度に繰り越された事業のございます、当初担当課から説明された原案ではですね、使い便利の部分ですとか、あるいは規模などの分でもだまだちょっと不十分といひますか、最後まできっちり詰めた案じゃないようにも思imas。まあしっかり精査してとも思いうわけですが、先ほども言ひましたように、21年度に繰り越した事業

でして、21年度末までに完成させなければならない事業でございます。そういった部分で費用対効果なり、細部についての詰め、住民にも分かる形でしっかりと説明責任を果たしながら本来進めていく必要があるというふうにも思っておったんですけれど、当然今大山町では医療費が、増えていくということへの懸念が大きくなります。また、介護保険料については、保険料見直すたびに、保険料を納める方の負担も、高齢者の方の負担もその都度、増えてきておるところでございます。高齢者の健康づくり、介護予防対策、そういった高齢者の方々が、元気で長生きしていただくための条件整備が必要であるということは論を待たないところでございます。それで、20年度のプールがついた予算というのもですね、国の交付金によるものであったわけですが、今回も地域活性化公共投資臨時交付金とか、非常に大きな予算がついております。しかも聞いたところによりますと、この公共投資臨時交付金については、国の方の細部もまだ、つい先だってまでは十分に決っていないということで、今回予算で提案してある分についても取りあえず必要と思われるものは全部上げとくと、いうようなところでして、道路関係の予算は他にもこれほどではないにしても、比較的より有利な交付金事業で対応することも可能でしょうし、説明を聞いた範囲では比較的今の段階では、自由度の高い性質のある交付金かなと思っております。先ほども申しましたように、町長はプールのことを見直しということも言っておられますが、仮に20年度の予算での実施を見送った場合、今回の公共投資臨時交付金などで今からでも、対応することが実際に可能な性質のものなのか、どうかこれについて答弁をお願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

〔「答弁いるのかや、一般質問…関係ないで」「ありますよ。予算の性質ですよ」「どういうふうに…」と〕という者あり〕

○議長（荒松廣志君） 交付金の全体の中での質疑だと思って判断します。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） ご質問、時間長かったですけれど、歩くプールの見直しをした事業についてその金額が、いわゆる見直して別の事業にできるのか、あるいは21年度にも使えるのかということの趣旨なのかなと思って感じました。担当課の課長の方が詳細について分かれますれば、答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長 田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問でございますが、公共投資の交付金につきましては、具体的に煮詰まったものでないのが現在の状況であります。予算づけが可能かどうかということ言えば、可能なかなあというわたしは思っておりますが、ただ予算付け提案については町長でございます、わたしの方からそれを

申し上げることはできないと思っています。

○議員（7番 近藤大介君） はい、了解しました。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第95号

○議長（荒松廣志君） 日程第9、議案第95号 平成21年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第96号

○議長（荒松廣志君） 日程第10、議案第96号 平成21年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 9ページですけども、款の諸支出金3の償還金があ

りますけども、その額が過年度超過分償還金として4,400万あまりありますけども、過年度っていうのがいつからなのか分かりませんが、それも説明していただきたいですし、それからこの年度ごとの償還金の額ですね、それとどんな人に対して償還するのか。償還する対象の人ですね、人数どれくらいあるのか。ということを示していただきたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に答えさせていただきますが、詳細でございますので、担当課の方で答えをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（荒松廣志君） 住民生活課長 小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） 大森議員さんの償還金の内訳、人数等ということでございますのでお答えしたいと思います。

これは個人への償還金ではございませんでして、平成20年度は、まず19年度の額を参考に概算交付をされるものでございます。これは国から示してくる額でございますが、この交付額が年度末の交付申請の額より多かっただめに翌年度に返還が見込まれているものでございます。なお、このまた額が確定いたしますのは、21年の7月に提出します20年度の実績報告によるものでございまして、現在のところは見込みということで挙げさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

○議員（3番 大森正治君） はい。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 個人ではないということは、どこへの償還になるのかっていうのが、わたし分からないんですけども。国へ返すということですか。

○住民生活課長（小西広子君） はい、あの…

○議長（荒松廣志君） 答弁、許可を得てから答弁してください。答弁。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（荒松廣志君） 住民生活課長 小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） はい、失礼いたしました。国でございます。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。

○議員（3番 大森正治君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 議席番号を言ってください。

○議員（3番 大森正治君） 3番。

○議長（荒松廣志君） 3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 了解しましたけれど、これかなり、膨大な額じゃな

いかなと思うんですけれども。4, 400万というのは。どうしてこういうことになったのかなということもお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議長（荒松廣志君） 答弁できますか。

○住民生活課長（小西広子君） はい、住民生活課長。

○議長（荒松廣志君） 答弁。住民生活課長 小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） 十分なお答えにはならないかもしれませんが、20年度にまず交付されますのは、19年度の額を参考に国の方が示してくる額でございますので、それが概算交付ということでございます。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

日程第11 議案第97号

○議長（荒松廣志君） それでは、再開いたします。

日程第11、議案第97号 平成21年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第97号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第98号

○議長（荒松廣志君） 日程第12、議案第98号 平成21年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第98号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第99号

○議長（荒松廣志君） 日程第13、議案第99号 平成21年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 吉原美智恵君） 9番。

○議長（荒松廣志君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） この宅地造成事業ですけれども、課長から聞いたところによりますと、公園が整備されるということで、ナスパルタウンにですね、公園が2カ所整備されると聞いております。その公園ですけれど、今ナスパルタウンはですね、確かに子どもさんがおられる家庭のおうちもありますし、それから退職されて住んでおられる方もおられます。その辺で子どもさんの公園と聞きましたけれども、2カ所ありますけれども、全てそういう方向の公園とお考えでしょうか、まず。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの質問に答えさせていただきます。のち程担当課の方から、詳しく述べさせていただきたいと思っております。ご案内のように活性化交付金制度を使った公園整備でございまして、特にナスパルタウンの方の空間、緑の空間、そういった整備をして、今後のナスパルタウンの方の環境について整備を

していこうという趣旨の中で取り組むものでございます。内容については担当課の方から述べさせていただきます。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（荒松廣志君） 建設課長、押村彰文君。

○建設課長（押村彰文君） 吉原議員さんの質問にお答えいたします。ナスパルタウンに公園を2カ所整備しておりますが、その目的を説明させていただきたいと思っております。

今自主設計をやったわけではございませんので、ちょっと具体的なところは差し控えさせていただきますけども、イメージ的にはまず子どもが安全で遊べるということが一つと、もう一つはその地域の皆さんの憩いの場所として使えるというイメージの公園を作りたいと思っています。ですから遊具などはあまり置きたくないという思いでおりますし、まあ安全だということになりますと、芝生など張ってですね、子どもが遊びやすい環境、で、憩いの場ということに関しては、ちょっとあざやかなものを建てようかなというふうなイメージではおります。以上でございます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 分かりました。2カ所あるということで、子どもが遊ぶ場所というのにも必要かと思っております。たくさん遊具があつたりするのは今はやらないかと思っております。確かに、広場があつて遊べる場所っていうのはいいことだと思っております。ただもう1カ所ですね、今ごろ子ども向けの遊具に変わって、高齢者の運動用に平均台や鉄棒などを置いて、運動広場のようにして介護予防のための運動教室を開いたり、そういう広場ができつつあると聞いております。ですからバランス的に2カ所あるのでしたら、一つは高齢者用のそういう公園を整備されたらどうかと思ひまして質問いたしました。お金もそんなにかかりません。ですからまあバランス的に、今ナスパルタウンは本当に今平板な感じになっておりますので、公園ができるのは凄くいいと思うんですけど、公園を作るにあたって1,700万からの工事の予定が出ておりますので、よく研究していただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 詳細につきましては、先ほど担当課長の方から述べたところでございますけれど、先ほどの高齢者向けの公園という捉え方につきましては、こちらの方でも十分協議検討しておりませんので、参考にさせていただいて今後の検討の一つにさせていただきたいと思ひますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第99号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第100号

○議長（荒松廣志君） 日程第14、議案第100号 平成21年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第100号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第101号

○議長（荒松廣志君） 日程第15、議案第101号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案第101号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたしたいと思えます。

本案は、池山勝也委員の辞職に伴い、空席となっております教育委員会委員に大山町松河原242番地 金田吉人さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。金田さんは、昭和50年から長きに渡り小学校教員として勤務され、大山小学校長を最後に平成21年3月に退職されました。その間、教員生活の大半を、大山西小学校、中山小学校、中山町教育委員会、光徳小学校など、中山・名和・大山地区の

学校などに勤務されております。これまで教育者として地域の方々の厚い信頼を得てこられ、教育委員として人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようどうぞお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 1点だけ質問いたします。前任の池山委員でございますが、4月に辞表を出されたということは聞いておりまして、その後それは受理しないということの教育委員会の決定だったというふうにも聞いておりますが、最終的に辞任なされたのは、いつでしたでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） この案件につきましては、教育委員会の方から詳細を把握しておりますので、よろしく答弁をさせていただきますようお願いいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 詳細につきましては、次長の方からご説明いたします。

○教育次長（狩野 実君） 議長、教育次長。

○議長（荒松廣志君） 狩野教育次長。

○教育次長（狩野 実君） ご説明いたします。池山教育委員さんにつきましては、4月の段階で辞表の方を提出されておりました。教育委員さんの辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に首長、任命権者の町長になりますが、町長、それから教育委員会の両方の承認を受けて正式に辞職が認められるということになっておりまして、最終的には5月27日の定例教育委員会において、辞職が承認をされたということでありまして、以上です。

○議員（7番 近藤大介君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他にありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第101号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第101号は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

日程第 16 諮問第 1 号

○議長（荒松廣志君） 日程第 16、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。森田増範君。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由のご説明をさせていただきます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、みたび井上廣信さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

井上さんは、長年にわたり国家公務員として県内外の法務省地方法務局に勤務され、平成 15 年に松江地方法務局出雲支局長を最後に定年退職されました。その後、司法書士として大山町内の司法書士・土地家屋調査士事務所にお勤めでございます。また現在は、民事調停委員、家事調停委員、民生児童委員等の要職につかれご活躍をいただいております。

井上さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものでございます。

なお、発令期間は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、諮問第 1 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、諮問第 1 号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 15 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

日程第17 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。

日程第17、大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行ないます。お諮りします。

この選挙は、地方自治法第182条第1項の規定により議会が行うもので、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、大山町中高30番地1 金田満邦君、大山町古御堂184番地 細谷恵子君、大山町長田166番地 金田英樹君、大山町退休寺222番地 梅田徹君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、金田満邦君、細谷恵子君、金田英樹君、梅田徹君以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。補充員の順序にしたがい、第1順位、大山町加茂10番地1 林原潔君、第2順位、大山町松河原127番地 笠見幸子君、第3順位、大山町御来屋85番地4 加納郁生君、第4順位、大山町宮内177番地 建部篤男君、以上の4名を指名します。お諮りします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました第1順位、林原潔君、第2順位、笠見幸子君、第3順位、加納郁生君、第4順位、建部篤男君以上の方が順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第18 陳情第2号

○議長（荒松廣志君） 日程第18、陳情第2号 物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情を議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） それでは、ただいま議題となりました陳情第2号 物価上昇に見合う年金引き上げについて教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成21年6月19日、審査人数は、人数は全員の6名で行いました。

陳情第2号は、物価上昇に見合う年金引き上げについてであります。まず1点として、高齢者の生活に配慮は必要であるが、年金制度を支えている現役世代の賃金は低下しており、保険料を負担する現役世代との均衡が図れないこと。また2点目に、年金保険料納付は、国民の義務でもあり、善良な納付者と納付されていない者双方に、一律8万円を支給することに賛同できないといういろいろな意見があり、多数決によりまして不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから陳情第2号 物価上昇に見合う年金引き上げについて質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

日程第19 陳情第3号～日程第20 陳情第6号

○議長（荒松廣志君） 日程第19、陳情第3号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いに関する陳情から、日程第20、陳情第6号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情についてまで、計2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） ただいま議題となりました陳情第3号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願い及び、陳情第6号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情、計2件の陳情について、総務常任委員会

の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成21年6月23日、審査人数は全員7名でございます。

まず陳情第3号は、気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いであります。地球温暖化がもたらす環境問題への取組みが大きな課題になる中、京都議定書を遵守するため、温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの利用を具体的数値目標を設定し、達成するための「気候保護法」の制定を求めるもの。地球温暖化への対策は必要であるが、温室効果ガスを2020年には1990年比30%の削減。2050年には80%の削減、再生エネルギーを2020年には20%にするという目標設定の妥当性及び、そのための法整備の是非は当委員会では判断し難いため全会一致で不採択と決しました。

次に陳情第6号は、最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情であります。景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面している中、国民の最低限度の生活を保障するため最低賃金が1,000円を超えるような道筋を求めるもの。陳情の趣旨は妥当である。低所得層ほど消費性向は高く、最低賃金の引き上げによる低所得層の所得向上は、貧困対策のみならず、内需を拡大し、景気刺激策としても有効であるため全会一致で採択と決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。終わります。

○議長（荒松廣志君） これから陳情第3号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いに関する陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第6号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21 陳情第4号～ 日程第22 陳情第5号

○議長（荒松廣志君） 日程第21、陳情第4号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情から、日程第22、陳情第5号 「農地法改正案」の廃棄を求める陳情まで、計2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） ただいま議題となりました陳情第4号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情から、日程第22、陳情第5号 「農地法改正案」の廃棄を求める陳情、計2件の陳情について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成21年6月19日、審査人数は全員の6名です。

まず陳情第4号は、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情であります。輸出国である日本の対外的国策上、輸入することも必要ではないかと判断し、多数決により不採択と決しました。

次に陳情第5号は、「農地法改正案」の廃棄を求める陳情であります。農地法改正案は既に6月17日に可決された法案であり、廃棄を求める陳情は審議の意味を持たないため全会一致で不採択と決しました。以上で、経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから陳情第4号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、11番。

○議長（荒松廣志君） 11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 採択の意見に、輸出国である日本の対外的国策上、必要ではないかと判断しとあります。国では、確かに輸出国でございます。でもわれわれは大山町議会です。大山町議会は、農業が中心な町です。転作率は課長、42%ですね、大山町の転作率は。で、非常に米が安い。今から25年前が、だいたい1俵が2万円、それからずーと下がっております。その当時はまだ、転作しますとだいたい1反に5万円か6万出ておりました。

ところが今、うーん品種によってですけども3,000円から、集団してでも1

万5,000円ぐらい。本当に農家は大変なんです。そういうことを議論されて不採択されたんですか。

それとミニマムアクセス米、わたしの調べたところでは、たぶん77万トン輸入しております。これがなかったらああいいう汚染米もないですし、米ももっと作ってもいいですし、そういうこと本当に大山町の議員であれば、これに賛成しなければならないと、わたし思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、経済建設常任委員長、西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） 議長。ただいま諸遊議員の質問がありました。これに関して、わたしたち常任委員会、経済建設常任委員会は、さまざまな観点から討論をしてまいったわけですが、その中で米の減反政策についても話し合いがありました。それは国の観点の中で今現在、いろんな政策、農業政策が始まっております。それについて、継続して審議すべきではないかという意見が一つ、そしてこれは国の政策で実は、その中にも実はこの農業政策も盛り込んであるんだという意味でさまざまな意見も出ましたが、不採択3と、そして採択1というのは、先ほど議員がおっしゃいましたこの事故米が発生した話もいろいろ出ましたが、実はこの事故米とミニマムアクセス米は切り離して審議すべきだというような結果となり、採択が1、不採択が3ということで3対1対1ということで、このような結果になりました。以上です。

○議長（荒松廣志君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、反対討論。

○議長（荒松廣志君） 11番 諸遊壊司君、反対討論許します。登壇して。

○議員（11番 諸遊壊司君） 実は何も用意しとりませんで、どのように言おうかと思っておりますけども、まず大山町議会は、大都会の議会ではございません。大山町は農家を中心とした町でございます。ですから農民が、本当に困っているそのことをまず議員が肝に銘じて審議しなければならないとわたしは思っております。今農家人口はどんどん減っております。大山町もそのとおりでございます。で、それでおきながら、よそから、外国から年間77万トン輸入しております。これは今、結果報告がありましたように、国として輸出国だから、輸入しなければならない。という気持ち分かりますけども、わたしは、日本の受給食料は、日本人が作る、それは少々高くても当たり前のことだと思っています。よって農家が維持できる価格、今の1万2,000円、1俵が1万2,000円、1万3,000円では絶対農業が、農家そして農地が荒れます。そういう意味でわたしはこの陳情何ぼですかいな、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情、わたしは採択、委員会が出された

のに反対をいたします。

○議長（荒松廣志君） 他に討論ありませんか。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（荒松廣志君） 2番、米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 賛成討論をしたいと思います。今、諸遊議員の方から反対しますという意見がありましたんですが、実はこのミニマムアクセスといいますのは、1991年ガット・ウルグアイラウンドによりまして、これは当時の細川内閣によって決っております。こんなかの談話ですが、遺憾ながらわが国の主張すべき取り入れるわけではないものの、ウルグアイラウンドの交渉の成功、引いては世界経済の発展、及び自由貿易体制の維持強化によって持たせる幅広い国民的利益という観点からぎりぎりの判断を下さらざるを得なかったというふうにあります。わが国は、貿易国でありまして、輸出をしなければ産業が成り立たないのはご存知のとおりです。まして農業について犠牲にするということはわたしも認めたくはないんですが、今回の趣旨にありますように、事故米に対してこのミニマムアクセス米の全面的輸入を見直すということにつきましては、当委員会としましては、これは趣旨が全然違うんではないかというふうに考えておりまして、これは不採択という結論を出したところでございます。以上です。

○議長（荒松廣志君） 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、これから陳情第5号 「農地法改正案」の廃棄を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第23 発議案第4号

○議長（荒松廣志君） 日程第23、発議案第4号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 小原力三君。

○提出者（総務常任委員長 小原力三君） はい、議長。発議案第4号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第4号は、総務常任委員会で陳情第6号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書、景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面している。政府も大型の補正予算を組んで、雇用対策や中小企業対策を打ち出している。しかし、融資や補助金をいくら増やしても、消費が活性化しなければ、経営の展望は開けず、地域経済も活性化しない。世界的金融危機で、輸出先国の経済は打撃を受け、景気回復には内需が決定的役割をはたす。雇用対策と同時に、貧困層を救う所得保障が必須であります。その代表的施策である最低賃金改善の重要性が増している。この見解は、3月29日にイタリアで開催された主要8カ国（G8）労働大臣会合でも確認されています。

ここ数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の1/3超が年収200万円未満である。彼（女）らは、各産業の各現場で懸命に働き、企業利益に貢献したが、低賃金ゆえに十分な貯蓄もできず、解雇されるや生活困窮に陥っています。今の最低賃金は、最も高い地方で時給766円、低い地方では時給627円。底支えというより、賃金抑制の役割をはたしている。これでは内需が冷え込むのも当然である。

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからである。不況により企業の「支払能力」は低下しているが、今の最低賃金はあまりに低く、08年（平均16円）程度の引き上げでは、中小企業にとっても「ほとんど経営に影響はなかった」といわれる（全国中小企業団体中央会の調査より）。さらなる大幅引き上げが可能ということでもあります。

公正取引確立の点でも最低賃金は重要である。最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係や、競争入札の力学の中でも貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が可能となる経済社会を実現すべきである。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金と生活保護との整合性をうたっている。

低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと方向転換させるため、下記の内容を早期に実行するよう、意見書を提出するもにであります。

記、1. 政府は、下請取引適正化の推進と、最低賃金の底上げとを併せて推進することで、まともな単価で公正な取引がなされる経済環境を実現すること。

2. 政府は、今年度の最低賃金の改定にあたっては、改正最低賃金法の趣旨をふまえ、「誰もが最低限度の生活ができる賃金が確立されること」を目標に、早急に時給1000円以上が達成される道筋を検討するよう、中央最低賃金審議会に諮問すること。

3. 政府は、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2009年6月29日
大山町議会議長 荒松廣志、あて先は、内閣総理大臣と厚生労働大臣であります。
以上でございます。

○議長（荒松廣志君） これから発議案第4号 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議員派遣について

○議長（荒松廣志君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、喫緊の行政課題であります観光振興、特産品の開発、地域活性化、幼児教育等について、議員全員が7月下旬、石川県、富山県方面に行政視察を行うものであります。

この他、8月3日に湯梨浜町で開催されます、鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会ほか2件の会議に議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 2 5 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 2 5、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布しています申し出書のとおり、陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書」採択に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第 1 号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書」採択に関する陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、陳情第 1 号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 2 6 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 2 6、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 7 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 2 7、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 28 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 28、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 29、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において、議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 12 分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。お諮りします。ここで日程の一部を変更して、お手元に配布のとおり、追加議事日程（第 1 号の追加 1）を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程は、お手元に配布のとおり、それぞれ追加することに決定しました。

日程第 30 発議案第 5 号 ～ 日程第 32 発議案第 7 号

○議長（荒松廣志君） 日程第 30、発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置についてから、日程第 32 号、発議案第 7 号 地域産業活性化調査特別委員会の

設置についてまで、計3件を一括議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） はい、議長。議会運営委員会からの発議案計3件、提案理由の説明をさせていただきます。

まず発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

この議会改革調査特別委員会の目的は、前4年間、議会では旧3町のいろんなやり方を一つにまとめ上げるのに、本当に4年間苦勞してまいりました。その結果といたしまして、今回の議会があるわけですけれども、まず、まだまだこの議会を改革してよりよい議会にしていこうということで議会運営委員会の方から提案でございます。5名ほどの委員でやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、発議案第6号 地域自治組織促進調査特別委員会の設置について、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。提出者大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄。

地域自治組織特別委員会の設置について、次のとおり、地域自治組織調査特別委員会を設置するものとする。名称、地域自治組織調査特別委員会、2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3. 目的、過疎化、高齢化が進展するなか、限界集落の解消、地域の自立及び活性化に有用である地域自治組織について、調査・研究を行う。4. 委員の定数、9人、5. 調査期間 調査完了まで、閉会中も調査を行うというものであります。

町長の方では、この地域自治組織は見直すという考えを示されましたが、議会の中では、するしないもひっくるめて、もっともっと調査し検討すべきだという意見が多数出ましたので、こういう形で地域自治組織調査特別委員会の設置を求めるものであります。

続きまして発議案第7号 地域産業活性化調査特別委員会の設置について、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。提出者大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄。

地域産業活性化調査特別委員会の設置について、次のとおり地域産業活性化調査特別委員会を設置するものとする。1. 名称 地域産業活性化調査特別委員会、2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3. 目的 世界的な金融不況により、疲弊した地域産業、地域経済の活力化や回復をめざし、「地域活性化・公共投資臨時交付金」等を活用した振興方策について、調査・研究を行う。4. 委員の定数 9人、5. 調査期間 調査完了まで、閉会中も調査を行う。この委員会

は、目的の中でもいいましたように、現在地域活性化公共投資臨時交付金等たくさんの交付金が今、大山町の方に国の方から下りてきます。これを本当の意味で地域経済の活性化につながるように議会の方からも提案していけたらというふうに思っておりますので、以上のような委員会を設置したいというものであります。以上です。

○議長（荒松廣志君） 発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 次に、発議案第6号 地域自治組織促進調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、発議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 次に、発議案第7号 地域産業活性化調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、発議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
○議長（荒松 廣志君） ただいま設置された特別委員会の委員選任のため、暫時休憩いたします。議員の皆さん、控え室に移動してください。

午後2時20分 休憩

----- . ----- . -----
午後2時55分 再開

日程第33 議会改革調査特別委員会委員の選任について

○議長（荒松廣志君） それでは再開いたします。

日程第33、議会改革調査特別委員会委員の選任についてを議題にいたします。

お諮りします。行財政調査特別委員会の委員に、足立敏雄議員、鹿島 功議員、椎木 学議員、吉原美智恵議員、野口昌作議員の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員会の委員には、ただいま読み上げました5名を、選任することと決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第34 地域自治組織調査特別委員会委員の選任について

○議長（荒松廣志君） 日程第34、地域自治組織調査特別委員会委員の選任についてを議題にいたします。

お諮りします。地域自治組織調査特別委員会の委員に、西山富三郎議員、鹿島 功議員、椎木 学議員、諸遊壤司議員、西尾寿博議員、近藤大介議員、野口昌作議員、杉谷洋一議員、大森正治議員、以上9名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、地域自治組織調査特別委員会の委員には、ただいま読み上げました9名を、選任することに決定しました。

----- . ----- . -----
日程第35 地域産業活性化調査特別委員会委員の選任について

○議長（荒松廣志君） 次に日程第35、地域産業活性化調査特別委員会委員の選

任についてを議題といたします。

お諮りします。地域産業活性化調査特別委員会の委員に、野口俊明議員、岡田 聡議員、小原力三議員、足立敏雄議員、岩井美保子議員、吉原美智恵議員、池田満正議員、米本隆記議員、竹口大紀議員、以上9名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、地域産業活性化促進調査特別委員会の委員には、ただいま読み上げました9名を、選任することに決定いたしました。

○議長（荒松廣志君） ただいまより暫時休憩いたします。各特別委員会の委員長。副委員長をそれぞれ委員会を開いて、委員長・副委員長の互選をしてください。

午後2時57分 休憩

午後3時 再開

日程第36 特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。

日程第36、特別委員会委員長・副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

議会改革調査特別委員長に椎木 学議員、副委員長に吉原美智恵議員が、地域自治組織調査特別委員長に近藤大介議員、副委員長に野口昌作議員、地域産業活性化調査特別委員長に岡田 聡議員、副委員長に岩井美保子議員が、それぞれ互選されました。

ここで暫時休憩いたします。この場におってください。

午後3時2分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。

ただいま野口昌作君から、発議案第8号 「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議」が提出されました。この発議案第8号は、2人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議」を日程に追加し、追加日程（第1号の追加2）として、議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。この発議案第8号を日程に追加し、追加日程（第1号の追加2）として、議題とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第8号を日程に追加し、追加日程（第1号の追加2）として、議題にすることは、可決されました。

----- . ----- . -----

日程第37 「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議

○議長（荒松廣志君） 追加日程第37、「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議」を議題といたします。

提出案件の趣旨説明を求めます。5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。ただいま決議を議案に載せていただきました。皆さん方、長時間でお疲れのことと思いますけれども、どうかこの決議について皆さん方ですね、ご賛同をお願いしたいという具合に思うところでございます。

このなかやま温泉を利用したプール等健康増進施設の建設整備推進を求める決議でございますが、これは、22日の全員協議会の場で町長が中止するということを言われまして、それから私も一般質問をおこなったわけでございますが、議会の方としても2月の議会です、大山町の団体意思の決定が成されているものがございますから、そういうようなことでやっぱりこれは継続して、見直しを見直ししていただかなければならないというような思いの中です、決議文を出させていただきました。会議規則第14条に定める賛成者も得ておりますので、よろしく申し上げます。

決議文をですね、朗読させていただいて提案理由に変えさせていただきます。

なかやま温泉を利用したプール等健康増進施設の建設整備推進を求める決議、地域経済が低迷し、少子高齢化が進む中、大山町の若者も流出し、本町の高齢化率は、現在約30%となっており、10年後の高齢化率は40%近くなることも推測されている。

高齢者の医療費抑制、介護予防は本町の大きな課題であり、介護予防の推進、高齢者の健康づくりを図るため、大山町議会は、平成21年第2回臨時会において、水中ウォーキングができる介護予防施設整備事業を含む平成20年度大山町一般会計補正予算（第7号）を議決し、同事業は平成21年度に繰り越して整備することになっている。

森田町長は、6月22日の大山町議会全員協議会において、費用対効果の観点から、同事業の中止を表明したが、それに変わる代替案の具体的明示もなく、医療費抑制や高齢者の健康づくりを推進する道筋も示されていない。

水中ウォーキングは、腰や膝にかかる体重の負荷が軽減されることから、運動機能が低下している高齢者にとって、取り組みやすい運動であり、転倒しても骨折の危険性が少ないというメリットもある。リハビリでの活用もできる他、水中ウォーキングによる健康づくりを推進することにより、町民に幅広いスポーツに親しむ機

会を提供でき、糖尿病や高血圧症など生活習慣病等の疾病予防にも高い効果が期待できる。

このため、大山町議会は、なかやま温泉を利用した温水プール等、介護予防や疾病予防に資する健康増進施設の早期整備が必要と考える。

よって、町長に対し、次の事項について積極的に取り組むことを求める。

1. なかやま温泉を利用して、介護予防、疾病予防のための水中ウォーキングができる温水プール等の建設整備を推進すること。2. 温水プール等の整備にあたっては、必要最小限の予算で、より多くの町民が有効に活用できるよう配慮し、整備後は積極的な利用促進を図ること。3. プール等はフォーラムなかやま地内に整備し、中長期的展望に立って、フォーラムなかやまの機能向上につながるものになるよう配慮すること。以上とおおり決議する。平成21年6月29日、大山町議会。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔「はい、議長」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） ちょっと待ってください。説明が終わりました。これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番 杉谷洋一。

○議長（荒松廣志君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、じゃあ提案者に、まあ隣同士ですけど、お尋ねいたします。わたしの間町長がですね、全員協議会の中でこの計画は、もう止める…

○議長（荒松廣志君） マイクを。

○議員（4番 杉谷洋一君） あ、すみませندどうも。止めるというお話をされて、その後日本海新聞等2回ほど記事等出ておりました。わたしの方にもですね、はっきりいってこれのあれはですね、80%ぐらいの人が町民、「よく、町長やった」と、わたしは思います。で、わたしはその前の全員協議会の中でこの話をさせていただきました時はですね、今現在大山町はですね、米子のJSSですか、そういうところに何名かの人がいって、温水プールを使っておられたり、あるいは伯耆町のプールができておったりということを聞いておりますけども、全部がですね、大山町から米子に通っておられる人は40名足らずで、伯耆町のプールにいたってはですね、最近もうそれはあまり使っていないとかいうような話でして、わたしはその時は反対しました。で、わたしもそのこれがですね、2月の前山口町長のときですね、このお話があつてですね、なんか議会の方ですね、大変な議論にあつてですね、ここ決まったかと思つたんです。そしたら「別にあんまり議論なんかなかったよ、ただ賛成だけだったよ」というようなことですね。で、今回森田町長もですね、こういうことを提案されて、まあ新しく自分が町長になられたからこういうことを提案して、ランニングコストがですね900万ほど掛かりますよというような

お話でした。わたしはですね、900万あればですね、もうちょっと違った意味でですね、介護医療とか、ところにですね、お金を使ってですね、やはり町民みんなのですね、健康っていうのはそれはあるべきだと思います。ということでですね、わたしはまあそれは、今野口議員さんおっしゃるようになりますね、これは団体意思決定とかいうようなことです。あんまりそうこだわらずにですね、もうちょっとですね、町民の本当の生の声をですね、聞いてですね、これするかせんかっていうか、もうこれせんっていうことになったわけですから、わたしはそれですね、新しい次のことを。町長もですね、たったこの間です、6月議会初めてですね、話をしてですね、まだこれからいろいろ案を持っておられると思うです。それを早急に出してもらってですね、もうちょっと本当にこの介護っていうものがどれだけ、もうちょっといいものをもっともっと提案してもらったら、…

○議長（荒松廣志君） 杉谷議員、質疑は5番議員、提案者に対する質疑ですから、町長じゃありません。

○議員（4番 杉谷洋一君） ああ、ああ、ああ、いやいやそれは分かっちゃる。ごめんなさい、それで最後に言わかと思った、ごめんなさい。すみません。ということで森田議員さん、あ、森田でない、ごめん、ごめん、野口議員さん、よーにかっかかっかしとるけ、ごめんなさい。まあいろいろ先ほどですね、議会としてもう一度この話をですね、考え直そうやという話、わたしはそれよりですね、議員さん、もうちょっと違った意味でですね、本当に介護医療というかね、このプールにこだわらずね、他のことをもっと提案していただけたらなというふうに思うわけなんです、いかがなものでしょう。以上です。答弁、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 杉谷議員さんのですね、質問に対して答弁させていただきます。

一応全協の方で町長の方が説明されてですね、それっきりということになっておりまして、やっぱり2月の段階でですね、議会が議案を可決しているということは非常に重たいものがございます。そういうものをですね、町長が一方的に中止するというような形にしか、今現在なっていない状況でございます。そういうようなこともですね、これが最終的に動いていきますと、いろんなことに発展するわけですが、きちんとした姿というものもある程度、ある程度、ってなければならぬという考え方がございますし、それからまあ杉谷さんの方にはですね、「廃止して良かった」というような話が入っているようでございますけれども、私の方にはですね、「何故廃止したか」という声がたくさん入っております。

そういうことでいろいろとやっぱり考え方はあるわけでございます。その中で今決議文の中に書いておりますようにですね、いわゆる医療費の高騰、それから介護費用のですね減少、いわゆる高騰を抑えてですね、町費持ち出しを少なくしていくというようなことができるやった自治体もあるということでございますから、やっ

ぱりそういうことはですね、やっていかなければいけないと判断しておりますし、それからその計画でいろいろということがありますけれど、これまで結局町当局の方はですね、時間がない関係で管理された温水プールの利用、管理された状況でのですね、試算っていうようなことしかなさされていないという具合に考えたりしておりますして、やっぱり介護なり自分の健康は自分で守るという立場でですね、自主的にこのプールが活用できるような方法等も考えていきてですね、本当に町民の介護予防、健康増進というものにつなげていかなければいけないという具合に考えております。そういうわけですね、他のことにといいことになしに、今ではこのことをですね、はっきりさせなければいけないという気持ちでおります。以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） あ、ちょっと待って。4番いいですか。

○議員（4番 杉谷洋一君） 4番 杉谷洋一です。まあ今、野口議員さんの方から縷々説明いただきました。わたしはですね、今大山町は多少財政的に多少よくなったと思うんですけども、だけどやっぱりですね、まだこの先ですね、どれだけのたまたま今回補正でもしっかりした補正予算来ましたけどですね、来年以降もどれだけ補正がくるかという補償もありません。そういう中で毎年800万、900万のですね、お金。確かにそれはですね、もうちょっと考えれば、もうちょっと安く上がるじゃないかなという、ただ単にですね、ものはですね、なんでも最初でだしはですね、ああいものだぞ、つくろうやつくろうやといっても完全ずっとですね利用されたとか、いうのはあんまりそうないわけですし、やっぱりこの出発点をしっかりはっきりして出発せんとですね、後からいや一駄目だった、ごめんごめん、そういう問題ではないと思いますけども、もう1回すいませんけど、答弁お願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁できますか。答弁、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 5番、今ありました費用対効果、この問題はですね、まあ今これを言っておられますけれども、いろいろな事業においてですね、考えていくという考え方なら発言していただいて、そうして絶えずそういう姿勢でやっていただければ結構だと思いますけども、今現在やっているいろいろな事業の中でもですね、いろいろともろもろあるわけでございまして、やっぱり医療費の抑制等を考えた場合はですね、900何万ですか、800万ほどの費用というものはですね大きくないという捉え方をしたりします。まあ費用対効果ということはあるわけですが、いろいろなことを考えればですね、これ等は大丈夫でないかという具合に考えたりしております。私ですね、これによって効果があるという立場で発言しておりますから、今現在ですね、考え直せということをおかれましてもそういうことはありません。以上であります。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 提案者の野口昌作議員は、旧中山町時代に議会事務局長を10年も勤められた有能な方でございます。その理解力を頼って若干質問いたします。メモしておいてくださいよ。

あなたは今、団体意志の決定ということです。確かに団体意思の決定をいたしました。しかし、町長は、執行機関の義務という自治法の定めがあります。団体意思の決定と自治法の執行機関の義務という関連、これをどうお考えですか。

2点目ですよ。町長が、中止すると言う意志を表明した以上、今日あなた方が出されたのは、議会の自立権の決定になります。団体意思の決定にはなりません。議会の自立権は町長の執行機関の義務に及ばないのではありませんか。これが2点目。

3点目は、議会から信頼される議会でなければなりません。新しく選挙を行った議員はみな信頼をされております。信頼をされておれば、それ以上の答えを町民に出さなければなりません。そこには憲法があり自治法があり、日常生活の規範があるでしょう。

そこでわたしは言いたいのでありますが、町長はわれわれ19人の議員が選んだ町長じゃあないんですね。町民が選んだ町長です。これを熟語で言えば民主主義的正統性があるというのです。この民主主義的正統性をどう思いますか。

それからさらに、予算というのは行財政計画です。あなた方はいつ頃にこのプールの再建をですね、提案しようと思ったんですか。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） たくさん出されまして、わたしの方もメモしましけどもなかなか対応ができないでないかなと思ったりしますけれども、町長の方ですね、執行権をもっておられます。そういう中でですね、今回もその執行権の中の一つを使ってですね、こういうことになってきているわけでございますけれども、この執行権というものも、まあこの間はどこでしたか、病院でですね、病院で、病院のリコール運動がありました。市長のですね。どこでしたか忘れましてけれど。リコールがありましてですね、リコールが成立したというようなこともございます。そういうことですね、町長のいろいろな執行権があるわけでございますし、議会は議会の方の権利があるわけでございます。そういう中でですね、つきつめていけば、この西山議員さんはですね、相当な争いっていうですか、のように捉えておられますけれども、私はそういう具合に捉えておりませんで、町民の健康増進のためということから捉えておりますからそんなに捉えておりませんが、いわゆるそういうことはするべきでないかというような考え方の方でございますけれども、やっぱり議会の方はですね、町長が全然、議会の議決をですね、いろんな議決事項を破ってきてどんどん破っていくということになればですね、これは議会から不信

任というような手続きがあるわけでございます。それから町長の方はですね、それに対して今度は解散という伝家の宝刀があるわけでございます。そういうことですね、お互いにそれを競いあった場合にはですね、それはリコールだ、それ不信任だ、それ解散だというような、ことがこれは法で決めてあるわけございまして、やっぱりそういうことですね、これを継続していろいろと議論を重ね、お互いがですねいい仲になっていかないと、そういうようなことまで発展したりすると、ですから何ていうのですか、それを止めるということになしに、やっぱりいくところはいいけんではないかという具合に思ったりするところでございます。

それから町長がですね、19人が選んだ町長でなくしてですね、町民が選んだ町長ということでございます。まさしくそのとおりでございます。そういう中でやっぱり今度はリコール運動なんかも、町民全体でもできたりしますし、やっぱり町長と議会とはそういうような権利関係の中で成り立っているということを承知していただきたいなという具合に思います。

それから行財政計画があつたりしてですね、今度はいつ頃でも提案するかというような趣旨でなかったかと思えますけれども、まあこの決議の趣旨はですね、やっぱり直ちにとすることは、今の現状の中ではなかなか難しい面もあるではないかという捉え方もしております。今直ちに検討しなければいけないという中からこの頃の案ができてきたい具合に思ったりしていますから、もっと町民にですね、使いやすい町民のためになる施設をですね、検討されてですね、そういう中から、実行していただきたいという具合に思ったりしております。まあ舌足らずのところがあつたりするかもしれませんが、西山議員さん、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議員(18番 西山富三郎君) 議長、18番。

○議長(荒松廣志君) 18番 西山富三郎君。

○議員(18番 西山富三郎君) これは1点でもう1回で終わろうと思えますけどね、やはり議会も法律、憲法によって定められた機関ですね、やっぱり憲法やら自治法やら執行規則等をよく読んでですね、討論したりせないかんと思えますよ。野口さんはど忘れしておると思えますからちなみに言いますけれど、執行機関の義務というのは第138条の2です。さらには、147条に権限があります。148条に事務の管理及び執行があります。これらとがっぷり4つに組んで議論するのが、議会と執行部だと思います。私をご承知のように、山口さんを応援したんですよ。ここにきて山口さん負けましたけれど。ただし一旦町長が決まった以上は、車の両輪というのは、何が車の両輪かといいますと、その町が栄えるように、提案執行機関と議決機関が両方がしゃんとして、立派な町を作りましょうというのが車の両輪ですから、車の両輪にたって意見をしております。138の2、それから147、148 どう認識していますか。

○議員（５番 野口昌作君） 西山議員さんの方からですね、１４８、言われましたけど、私その条文分かりません。今自治法もありませんし、分かりません。分かりませんがですね、車の両輪でということでございます。そういうことはですね私も十分に、承知、承知っていうわけでないですけども、そういう考え方でやっていかなければいけないということはですね、私がこの議会に出る信条としているところでございます。

そういうことでございますので、ですね、車の両輪のこともありますが、それよりもまず第一に私が考えておりますのは、町民の幸せ、町民の福祉の向上、健康増進、ということをもまず第一に考えておりますから、そういう中で考えてこういうような決議ということを提案させていただいたわけでございます。よろしく願います。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○議員（１５番 椎木 学君） 議長、１５番。

○議長（荒松廣志君） １５番 椎木 学君。

○議員（１５番 椎木 学君） まあわたしたち過去４年間、大変厳しい財政状況でございまして、できることならば、全て町の費用も民間利用しなさい、あるいは財政改革の中でそういう流れがあったわけでございます。この流れからすると、大変建設を求めるならば、だいたいどのくらい掛かって、どのぐらいの事業費が掛かり、年間ランニングコストはどのくらい掛かるのかといいようなことを伺いたい。まあ山口町長も前任期の中では、非常に一般のプールでは厳しいというような判断が一般質問に対して成されておるわけですけども、まず事業費とランニングコストどういうふうにお考えなのか。

わたしは建設を求めるならば、大まかな規模も想定して提案すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁できますか。野口昌作君。

○議員（５番 野口昌作君） 説明が、執行部の方から説明がありました。建設費が確か１億１，５００ほどで、町費が５０４万円というような説明があっております。そういうことですね、できればその範囲以内でということをお願いしておりますけれども、これもいろいろあるわけでございますが、この決議文でも書いておりますようにですね、できるだけ安くという考え方でございます。まあ、それから規模につきましてはですね、現在のところは歩行プールがとにかく特化している、歩行だけの専用プールという言い方でずっと説明がなされていまして、もうとにかくそれだと、だから他のことは考えられないというような説明でございますから、その辺をですね、もう少し考えて知恵を出せばですね他のこともできるでないかという具合に思ったりしとります。以上です。

○議長（荒松廣志君） いいですか。１５番 椎木 学君。

○議員(15番 椎木 学君) 私はこの発議は、介護施設としてウォーキングプールに特化したものではないから、一般利用もできる、あるいはウォーキングもできる、そういうもうちょっと規模の多いプールという意味で提案されたのかなというふうに理解しておりますけど、いかがなんでしょうか。

○議長(荒松廣志君) 答弁。野口昌作君。

○議員(5番 野口昌作君) まあ、考え方、設計なりですね、いろいろなどという機能を持たせるかによってはですね、大きさも変わってくるという具合に思ったりします。まあ今椎木さんが言われましたようにですね、そういう機能を持たせたものという具合に私考えておりますので、それがまあ事業費がですね、これだけで押さえればという具合に思ったりしているということでごさいます、機能的にはそういうことを配慮しなければいけないという具合に思ったりしてるということです、以上です。

○議員(9番 吉原美智恵君) 議長、9番。

○議長(荒松廣志君) 9番 吉原美智恵君。

○議員(9番 吉原美智恵君) 提出者の野口議員にお尋ねいたします。まず1番目に中山温泉を利用して介護予防疾病予防のための水中ウォーキングができる温水プールの建設を推進することとありますけれど、今大山町では予防事業に1,500万の費用を使っています。それについての年間の温水プールはですね、ランニングコストが約890万と現今の町長から提出されました。そのこととのバランスについてどう考えられるかということと、それから2番目にですね、提案の中で、温水プールの整備にあたっては必要最小限の予算でより多くの町民が有効に活用できるよう配慮しと書いてあります。そして考えてあまりおられないようなことを言われましたけれど、6月15日の町長と福祉保健課長の提案、調査結果をいただいております。その裏にメタボ予防を目的とした水中ウォーキング教室も諮ったけれども、現在60代70代がほとんどであると、今の参加者JSS施設に通っています今の水中プール教室の実態であります。それから妊婦を対象とした水中ウォーキング教室も考えておられまして、いろいろと検討された結果、安全確保のため、体制整備及び参加者の確保において難あり。また乳幼児と保護者を対象とした教室も検討されました。そしてベビースイミングとか、JSSでは行っていますけれども、今スタッフと体制等に配慮が必要、ということは人件費が掛かってくるということだと思います。また設備の点でも授乳スペース、ベビーシートなど難しいと、そういうふうに、一応検討がありますがこれ以上にまだ検討が必要であるかどうか。

そしてこの調査結果の中に今の水中ウォーキング教室4年間、延べ人数で何人であったか、計555人、4年間です。また実人員は、それぞれに各年が、平成17年は78人、平成18年は72人、19年は40人、20年は41人となっています。今の状況では減っています。そしてまた合計も231人ということでありま

す。そういう点を考えましてその積極的な利用促進を図ることが本当にできるのかどうか、確かに周知の問題はあるかと思えますけれども、中山町にある限り、今状況でも名和町役場と中山と大山にバスが出ております。そこから乗っておられますのでどうなのかということもあります。

そして3番目にはフォーラム中山地内に整備し、と書いてありますが、今フォーラム中山には、指定管理に出しております、なかやま温泉があります、そして想像館があります。なかやま温泉はとても素晴らしい温泉だと思っています。湯質もいいし。だからそちらに、そちらの利用状況も平日は10人以内のような状況でありますし、想像館ももっと大山町民広めてたくさんの方に使っていただきたいと思っています。それを磨くことの方が大切ではないかと思えますけれども。

そして野口議員自身がこの間の協議の中で、両方プールと温泉と両方つくったらどちらも沈んでしまうのでないかと言われたような気がしますが、その点に関してはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 最初に1,500万円と890万円のバランスということでございます。確かにですね、890万円は高いということになるわけですが、まあ1500万円ですね、どれだけの効果があってそして医療費がどれだけ下がっているかというような数字があってですね、そういうなかでであれば、まあ両方ともないわけですが、やっぱり対医療費がどれだけ下がっているか、どれだけの予防の効果があるかと、まあ3B体操とかやられておりますですけどもね、これらは相当元気のいい人でないかなと思います。このプールの歩行は非常に膝が痛くなったりですね、した人を対象としておりますから、そもそも対象が違うでないかと。普通のデイサービスなんかですね通ってまあ、私もデイサービスにおりましたけれども、やっと歩かれる、そういうような状況の人がですね、温水プールでの歩行というようなことでありましてですね、3B体操とか、今現在ですね、この米子のスイミングクラブに通っておられる人なんかは、だいぶ歩ける人でないだろうかという具合に思ったりします。そういうことでですね、効果が、いわゆる効果が違うでないかという具合に考えたりしております。この費用が違う、費用を比べてみよということでございますけれども、費用もあるけれども、やっぱり効果というものもそこで考えていただかなければならないでないかと、いう具合に思ったりしております。

それからもう一つですね、検討ということでこの執行部の方がですね、いろいろと検討されまして、検討出していただいたわけですが、本当に執行部の方も短時間にいい具合に検討資料出していただいて、ありがたかったかなという具合に思ったりしておりますが、この検討資料がですね、私、今の教室だけを対象にしたような形でですね、やっぱり健康増進、本当に健康になっていこうかという人は、自主的

にですね、自分でプールにいきて歩いたりとか、自分で健康を求めていくということになると思います。そういうような人の考え方なりということがですね、入っていないと、まあ妊婦さんの安全の問題だとかありましたけれどもですね、まあそういうことも確かにあるかと思いますが、まあその辺がですね、時間を置きながら知恵を出し合えば、また知恵というものも出てくるでないだろうかという具合に思ったりしております。

それから温泉と両方、今の現場にですね、プールと併設した場合はですね、両方がと、一も取らずニも取らずになるという具合に私確かに発言しました。これは今の温泉の上側の方南側の方に作る、南西っていいですか、そういうような方向に作った場合はですね、ちょっとこれは二重に、今の施設を少しいろわなければいけないと。修繕しなければいけない、直さなければいけないというようなことが起きたりですね、使う関係でですね、そういうことでですね、今の温泉については皆さん方、利用者の方々はですね、大変に満足しておられるっていうわけでないかもしれんけれど、そう文句は出ていない、今の施設で。当初は洗い場が少ないということですね、非常に文句がありましたけれど、今はそういうようなことがないようございまして、施設としてですね、皆さん方がある程度満足いただいて使ってもらえる、これをですね、脱衣場を互いで使うような方向とか、入り口を狭くするとかというような方法をしたらですね、温泉を利用されてる方が、非常に困惑されることが起きるでないかということですね、やっぱり今の温泉とは何ていいですか、離れた状態でのですね、建設が妥当出ないかという具合の話をしたような気がしております。以上でございます。あの、落としておる点があるかもしれませんが。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（荒松廣志君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） このプールの建設に対してこの度は発議案として出されましたので、野口昌作議員に質問いたします。このプールといいますのは、わたし実体験いたしておりますが、誰んでもかれんでも入れるということではありません。と、言いますのは、水ですので大変危険ですから、腰が曲がっておれば、それこそ水の位置がですね、首のところまであるんです。そういう首のところまであるような中にプールにこういうふうにして入ってはとても大変です。ですから体型によっても行ける人、行けない人というのがありますし、それからJSSの関係ですが、長いですから、歩くのにですね、指導者がちゃんとした指導をしてくれますんで、やはり体力もつくんです。ですから大山町でした場合に、どのようなことになるかというようなことまでは議論しておりませんから、ちょっと分かりかねますが、JSSで今現在やってる事業があるんですから、それを何とかいい具合にもっていき充実にさせてですね、ということの考えにはなられませんでしょうか。あくまでも町がこういうプールを持たなければいけないという考えなんでしょうか。

それとですね、ということが1点、それから持ちましてもですね、いつまでそういう賑わいが続いて、ズーともてればいいんですが、以前全員協議会でも話したんですが、名和町時代にですね、風呂を作ったんです。そしてですね、あれは漁村センターに風呂、人権センターに風呂作ったんです。その時にわたしは随分反対をいたしました。それでですね、その風呂も最初はハーブ湯だとか、いろいろな放送がありまして、どうぞお入りくださいということがあったんですが、今全然ありません。そうしましたら、今なんか漁村センターでは、物が置いてありますというような意見も聞きました。そういうふうでですね、せっかく行政が金をかけて作ったのがですよ、そういうことになってはね、わたしたち本当に議会として賛成したりそういうふうに進んできたものが大変なんですよ。心が痛んで。ですから本当にこのお金を使うということは、いかにみんなが真剣になって論議もせないけませんしと思っていますが、野口議員いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） はい、議長。5番。最初にまあ体型で水深等のこともあったりということでございます。やっぱり本当に岩井議員さんのおっしゃるとおりでないかと思えます。まあそういうこともですね、わたくしもまあ実際まだ行って見たことがございませんから分かりません。そういうことですね、これからの検討なり、いろいろと時間を重ねて、そういうこともですね、いろいろと現場を見たりしての対応をしていくというようなことを考えなければいけないという具合に感じたわけでございます。それから、風呂の問題が出ましてですね、風呂今、使っていないということでございます。風呂もですね、無料でですね、開放してということであっちこっちが無料の風呂をですね、開放されておったようなことがございますが、無料ということで、非常にまあ町費の方に食い込むというような形になったり、それから本当に近くの方がですね、自分の家の風呂のように使ったりというようなことですね、まあ大所高所から考えればおかしいというようなことで、なんでしょ、今、物が置いてあるということ言われますけども、それは行政の方から中止しているというようなことでないかと思えます。人数が来ないからですね、中止したということになしに、恐らく行政の方からですね、そういうような風呂を継続するということはおかしいという立場に立たれたでないかという具合に思ったりします。

そういうことですね、プールの方も造った方がいいが、それ利用がないということですね、物置きになってしまうでないかというようなことでございますけれど、まあそれはやっぱり何においても一緒でございます。この大山の方に道路を付けた場合にですね、ウサギの運動会のするような、運動会の道路付けて何になるかというような議論もあったりするわけございまして、まあやっぱりそういうことでなくして、活用するんだという立場の中でですね、そして高齢者の方、特にそういう

方ですね、介護予防、健康増進ということを考えてやってあげるんだと、わたしたちも使うんだ、皆さんも健康に導いてあげるんだという立場にたってですね、時代の流れということもありますけれども、高齢化が確かに進むわけですので。高齢化が進めばですね、どうしたって体が悪くなります。そういう人をですね、一人でも助けられるんだという立場にたってですね、考えていただいたらという具合に思います。以上でございます。

○議員(17番 鹿島 功君) 議長、17番。

○議長(荒松廣志君) 17番、鹿島 功君。

○議員(17番 鹿島 功君) ただいまの質問はですね、討論に近い質問です。すでに討論になってるんじゃないかなと思いますので、議長の判断でですね、討論に切り替えていただきたいと思います。

○議長(荒松廣志君) はい、発言を認めます。それでは討論に移ります。討論はありませんか。

○議員(13番 小原力三君) はい、13番。

○議長(荒松廣志君) 13番 小原力三君。前に出て。賛成ですか、反対ですか。

○議員(13番 小原力三君) 反対でございます。えーとですね、今いろいろとご意見並びに出ておりますけれども、私は今の野口昌作議員さんが出されましたあれには、やはりランニングコストの問題等、それから教室参加の意向調査の結果等の一つも入っていなかったというふうに思っておるところでございます。

そこでですね、まあ、や、テレビがあるからというようなことではございませんけれども、この今この施設、歩くプールをJSSに通っておられる対象者の人数が32名ということで、そんななかから、アンケートをとったら、28名の回答があった。その中でたった13名、13名の方が中山にプール造ってくれた方が助かる。あとの13名は、JSSにいきますよと。米子の方にいきますよというようなことも言っておられるわけでございますので、まあそういう人数的にもっと、例えば何千人、大山町で何百人、何千人と利用があれば、そりゃあ、いくらでも造ってもわしゃあ、結構だというふうに思います。それで私は、反対ということでいかしていただきたいとも思います。

(拍手あり)

○議長(荒松廣志君) 次に、賛成討論を許します。賛成討論の方。

○議員(11番 諸遊壊司君) 議長、11番。

○議長(荒松廣志君) 11番 諸遊壊司君。

○議員(11番 諸遊壊司君) わたしは賛成の討論をさせていただきます。まず杉谷さんの、杉谷議員にやめて良かったなというご意見が、町民の声があったということですが、わたしは、「なんでせんの」という声がたくさんありました。「(「そうだ」との声あり)まずね、議員の皆さんも町長もよく知って欲しい。これは事実、

人口は必ず1年間に200人から250人減ります。あれですね、これは企画課？人口は減ります。これは確実です。10年後には1万7,000人ぐらいになるでしょう。今大山町が1万8,500人、それに付随して高齢化率はどんどん上がります。毎年1%ずつ上がっております。この野口さんが出されたのにも、10年後には40%近くになるでしょう、と書いてありますけども、たぶんそのとおりだと思います。それに連なって、わたしはいつも言うておりますけれど、町民の総医療費、いいですか、一昨年が25億円でした。10年前が、うん、満で言うから12年前ですね。これが15億円でした。これから10年後、35億円ぐらいになるんじゃないかというのは戸野課長から資料をいただきました。これが大山町の現状でございます。

で、確かにランニングコストが掛かる、ね、健康を守るためには、プールでなくていろんなことがあるじゃないかというご意見ももつともです。ですけど、議会として町として、いろんな方策をとってあげるのが、われわれ議員として、町民の代表者としてするのが当たり前じゃないかと思っております。ランニングコスト800万から900万、1,000万掛かると出ております。予測、わたしはそのことで大山町民の健康が守られたら、わたしは安いじゃないか。3番議員の大森さんは、いつも共産党は医療費、国民健康保険1万円安くしようとおっしゃいます。そりゃあいいことです。安くするためには、健康の町民を作ると、医療費が安くなって安くなるわけなんです。（「そうだ」の声あり）あなたはそれを言わずに安くせ、安くせというのはおかしいではないかと。みんなで一緒に健康な町民をつくろう、これが大切だと思っております。

それから、今距離が、なかやま温泉の距離がうんぬんという、まあ大山地区の人ははっきり言いまして遠いけんっておっしゃいます。淀江の、米子の方に出たがいわという意見もたくさんあります。事実です。ですけども、これの高速がつくのが、7年、8年後には開通します。そうしますとね、もうあつという間です、あそこのなかやま温泉まで。で、もう一つ、わたしはね、ずーと前から、合併前からこの温泉プールのこと言いましたけども、行政のトップは、いいか悪いかっていうのは、森田町長もいいには決っておる、いいと思っておられますよ。けども、そのランニングコストか利用率のことを考えたらどうかなと思っていらっしゃると思います。でもこの町長、トップはね、安い補助金があるときを目指して手を上げる。これまで合併してから2度わたしはこのことに、山口町長のときにいいました。町長も基本的には賛成ですけども、補助のいいのが、補助金の高いのがないかなということはずーと流れていたんですよ。やっと補助金の高いのが今でました。ここで大山町民の代表のわれわれが、けっちんくったら、わたしは、何ケツの穴が細い議員だな言われるんじゃないかと思っております。

それから、今の担当課長に申し訳ないですけども、わたしはそんなに泳ぎが得意

なものではございません。合併前、旧大山町の保健婦さんが、「諸遊議員、もうこのまま」、その当時まだ大山町が合併するというようなときでなかったものでして、旧大山町ですけれど、「このままだったら本当に大山町は老人ばかりになって、医療費がどンドンどンドン上がりますよ。」「じゃあ保健婦さんどうしたらいいの」「プール造ってください、プール造って元気な体を。町民の皆さんが自ら、自分の体は自分で守る、これをキャッチフレーズに、是非とも造ってください。」という、これはその当時の保健婦さんの思いでございました。そのわたしは代弁者として、ずっとしゃべってまいりましたけども。というような観点で、わたしは今ランニングコストが1,000万だ900万だ、そういう小さいことではない。大山町の人口が減る、老人化率が増える、医療費が上がる、それを踏まえて造らんといいんじゃないか、そして利用は、みんなと一緒に利用推進のため頑張ればいいじゃないですか。と、わたしは思います。終わります。

（「拍手」する者あり）

○議長（荒松廣志君） 次に反対討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 反対の立場から討論に参加したいと思います。この歩くプールについて、町長の方から執行にあたっては不安があるので、議員の方に意見を聞きたいということがありまして2度ほどしっかり議論をしました。3度でしたかね。そしてそれにあたっては、担当課の方からもいろいろな資料も準備していただいて、総合的に判断をしたと思います。わたしたちも、それから町長もその結果として、中止をしますということを決断されたわけですが、それは私自身、十分に納得のいく理由だったというふうに思います。

特にですね、現行の事業、いろいろと介護予防とか疾病予防のために、いろんな事業なされているわけですけども、それらを充実するっていうことは、本当に大事じゃないかと。確かに水中ウォーキング、ここにあると便利だしいいかもしれませんが、現にこれは米子の方でJSSでやっているということで、その利用者の声も先ほど小原議員が説明したとおりだと思いますけども、そのJSSの方で十分この水中ウォーキングの効果は上がってるんじゃないかなというふうに考えます。まあその他ランニングコストとそれから利用者の意見等いろいろ総合的な判断した結果としてわたしは正解ではないかというふうに考えます。

それから歩くプールに限定しないで、温水プール、泳ぐ方の温水プールも考えてもいいじゃないかというようなことですけども、これについてはかなりな大きなまた経費も掛かります。そして、そうすればもちろんランニングコストもまた膨らんでいくということもあります。

そういうふうな総合的に考えた結果としてですね、今この歩くプールを造るとい

う決議を急ぐ必要は全くないというふうにわたしは考えます。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、賛成討論を許します。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（荒松廣志君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） ただいま上程されております中山温泉を利用したプール等ということで、私はちょっと違った観点からこの提案を賛成したいなというふうに思っています。と、いいますのも、この文面で見ますと、現在の計画されておりました、プールは町長がもうやらないということで、それを認定というか、認めたような形の上での次の提案というふうに受け止めております。今までの経緯をよくよく考えてみますと、2月にこのプールを可決した場合、時もですね、大まかな予算が示されておって、だいたいの概略でこういう形のプールを造るということの上での賛成でございました。時期的なものもあったり、それから予算の都合上もありまして、非常に検討する時間短い間での結論でございました。ただもう一つ申し上げておきますと、このときに町長が言いましたのは、確かに健康その他の介護予防等のいろんな効能もありますけれども、あそこに造るということが、フォーラムなかやまの一つの魅力づくりになるという、これもしっかり述べられております。ですからこのプールはあの当時は二つの目的で、要するに健康のためと、それからあそこに魅力をつくるためと、いう二つの目的のために計画されたプールだというふうに僕は認識しております。

片や今回の森田町長の方のプール廃止、これもこの6月議会が始まってから本格的な説明考え方が示され、僅か何日間かの中に最終的にやらないという結論を出されました。まあこの結論を、早く出してもらうということは、この事業そのものが、もう繰越された予算の中ですので、非常に決定を急がないと駄目だということで、町長の方もおそらくあまり時間がない中での結論だったろうというふうに思っています。そういう状況の中でお互いが、時間のない中でですね、ああだこうだという結論を急いだ関係上、まだまだお互いの考え方が理解できていないし、それから調査その他もできていないんじゃないかなというふうに思います。

たとえばそのアンケートなんかにとりましても、通ってる人のアンケートはともってもらってますけれども、じゃあ通っていない人は本当にあれができたなら行くのか、行かないのかなんていうこともなかなか分かっている状況ではありません。そういう意味で、止めるのは簡単ですけれども、まだ止めるという結論を出さないで、この案件にありますように、ここに中山に、本当にこの温泉を利用しての温水プールを造るというのが、本当に駄目なのかどうかというのをもう一度再考するためにもこの決議書は通してお互いに議会も執行部ももう一度、本当にこのプールが必要なのかどうかということを経験をかけて検討すべきじゃないかなというふうに思います。

なお、もう一つ、付け加えておきますと、併せてフォーラム中山は今あそこにまだ半分近くの方譲の区画が残っております。これを早急に処分することは、まあ要するに売るとは、何年も前から議会の方もいってるわけですが、なかなか売れる状況ではありません。で、今回予算の方を見ていただくと分かるように、今日も質問がありましたが、公園なんかも作って魅力を造ろうというふうにしておりますので、ここにももうひとつ考えを入れてあそこに何とか、このプールによって魅力を作る、それが駄目ならまた他に何らかの形でのあそこでの魅力アップは考えなければいけないと思いますので、併せてそういうふうな総合的な考え方の中で、検討していただくということで、議会の町長部局の方も検討するというを前提にこの案を賛成したいというふうに思っています。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、反対討論を許します。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 反対討論をいたします。議会の自立権による議決は本来、懲罰に関する事とか、議会基本条例に関する事とか、あるいは議会改革に関するなど、品位を保持するものが普通であります。本提案は、新町長が地方自治法138条の2に示す、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を行おうとするものに違背すると思います。われわれ議会は、安全で安心な魅力ある町を造るのが役割であります。町民が迷うようなわたくしは、あまりにも狭い、狭隘な提案であると認識し反対します。

○議長（荒松廣志君） 次に、賛成討論を許します。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 賛成討論をいたしたいと思っております。まず始めに提案者の野口議員におかれては、さまざまな方面からの質疑に一生懸命答弁いただきまして、本当にお疲れだったと思っております。そもそもわれわれには、町民なり福祉向上のために、議会において提案する権利をもっております。それに基づいて発議を提案する何ら問題のない行為だと私は認識いたしております。

さて、われわれは多くの町民の方々から選任された議員であります。町民のため、大山町政のために1歩先、将来を見据えた上でさまざまな諸問題を議論し、結論を出していく必要があるかと思っております。今回森田町長は、歩くプールの建設について中止ということのご判断をしておられますが、わたくしは、今回のご判断について平成20年度の予算での事業実施については、詳細なところまで検討を加える時間的余裕がまだまだ足りないという中で実施が難しいということでの判断だろうと思っております。そのことを思って歩くプールなり水中ウォーキングができる施設が大山町に必要な施設だということの結論づけにはならないと思っております。水中ウォー

キングなりの必要性、そういった施設の必要性については提案理由で、野口議員なりあるいは諸遊議員も触れられたことをございますので、多くはわたしの方からは申し上げませんが、ご承知のように、今の段階の世代の方々が、これから高齢化を迎えられる10年後、20年後、本当にそうなった時の医療費の問題、介護の問題、諸遊議員が具体的に数字をあげられましたけど、まさしくその通りだと思います。われわれは、目の前に来ることが予見されている事態に対して、どういった対策を立てるのか、真剣に議論する必要があるかと思ひます。その中で、様々な方法があるかと思ひますが、一つ有効な手段だと考へてあるのが、水中ウォーキングを活用した運動と介護予防、疾病予防ということをございます。わたしはそれこそ住民の将来的な負担を軽減するためにも、是非これを進めるべきだと思ひます。私はちょっと、細かい数字を承知しておりませんでした。先ほど吉原議員からの質疑の中で、今現在介護予防に1,500万のだいたい年間予算が掛かっていることのご指摘でした。それで、介護予防は今十分できているんでしょうか。これからますます介護予防はしていかなければならない、1,500万で納まってないということです。水中ウォーキング、歩くプールのランニングコストは概算で890万でした。このうち水道の料金なんかにつきましては、町から町ですから、実質的な本当に、町が負担する分がそこからさらに150万ぐらい下がってきますので、800万までいきません。それをもって町民の、特に高齢者の方々の健康づくりができるのであれば、私はそれは少なくとも死に銭ではない、生きた予算の使い方ではないかと考へます。そういった観点から考へまして、私は本決議案に賛成いたしたいと思ひます。以上です。

○議長（荒松廣志君） これで討論を終結いたします。これから本案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 賛成多数であります。したがって「なかやま温泉を利用したプール建設整備推進を求める決議」は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（荒松廣志君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成21年第6回大山町議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦勞さんでございました。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時14分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員